

令和２年度
意匠出願動向調査（概要）

－マクロ調査－

令和３年３月

特 許 庁

問い合わせ先

特許庁総務部企画調査課 知財動向班

電話：０３－３５８１－１１０１（内線２１５５）

要約

第1章 本調査の概要

第1節 本調査の事業目的

我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展に寄与する知的財産関連施策を推進していくためには、知的財産に関する国内外の動向の調査及び分析を継続的に行い、統計情報その他の基礎資料の整備を図る必要がある。

また、製品開発やブランド構築においてデザインが果たす役割への期待が高まる中、我が国企業がグローバル市場を見据えて意匠出願戦略を策定し、実行していくためには、日本国居住者が多くの意匠出願を行っている日米欧中韓及び台湾の国際的な意匠登録動向を把握しておく必要がある。

そこで、本調査では、主として、①意匠出願先の主要国・地域である日本、米国、欧州連合（EU）、中国、韓国での意匠登録動向¹、②意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録動向²、③台湾での意匠登録動向³、④国際的に事業展開し、積極的に意匠登録を行っていると思われる主要企業の意匠登録動向、⑤各国・地域における意匠政策動向を調査・分析することにより、国際的な意匠登録動向や意匠政策動向を総合的に把握することを目的とする。

本調査の結果は、特許庁における意匠審査・審判業務や意匠関連施策の企画立案のための基礎資料とするのみならず、我が国企業が意匠出願戦略やデザイン戦略を策定するための基礎資料として利用することが期待されるものである。

第2節 調査項目

調査項目は以下の7つで構成されている。

- (1) 日本の意匠登録動向
- (2) 日本、米国、EU、中国、韓国（以下、「日米欧中韓」という。）の意匠登録動向
- (3) 意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録（以下、「国際登録（意匠）」という。）動向
- (4) 台湾の意匠登録動向
- (5) 日本市場を含め、国際的に事業展開し、積極的に意匠登録を行っていると思われる海外の主要企業（以下、「グローバル企業」という。）の日米欧中韓の意匠登録動向及び国際登録（意匠）動向
- (6) 各国及び地域における意匠政策動向

¹ 意匠登録を行う各国・地域の機関は、日本が日本国特許庁（JPO）、米国が米国特許商標庁（USPTO）、EUが欧州連合知的財産庁（EUIPO）、中国が中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国が韓国特許庁（KIPO）である。

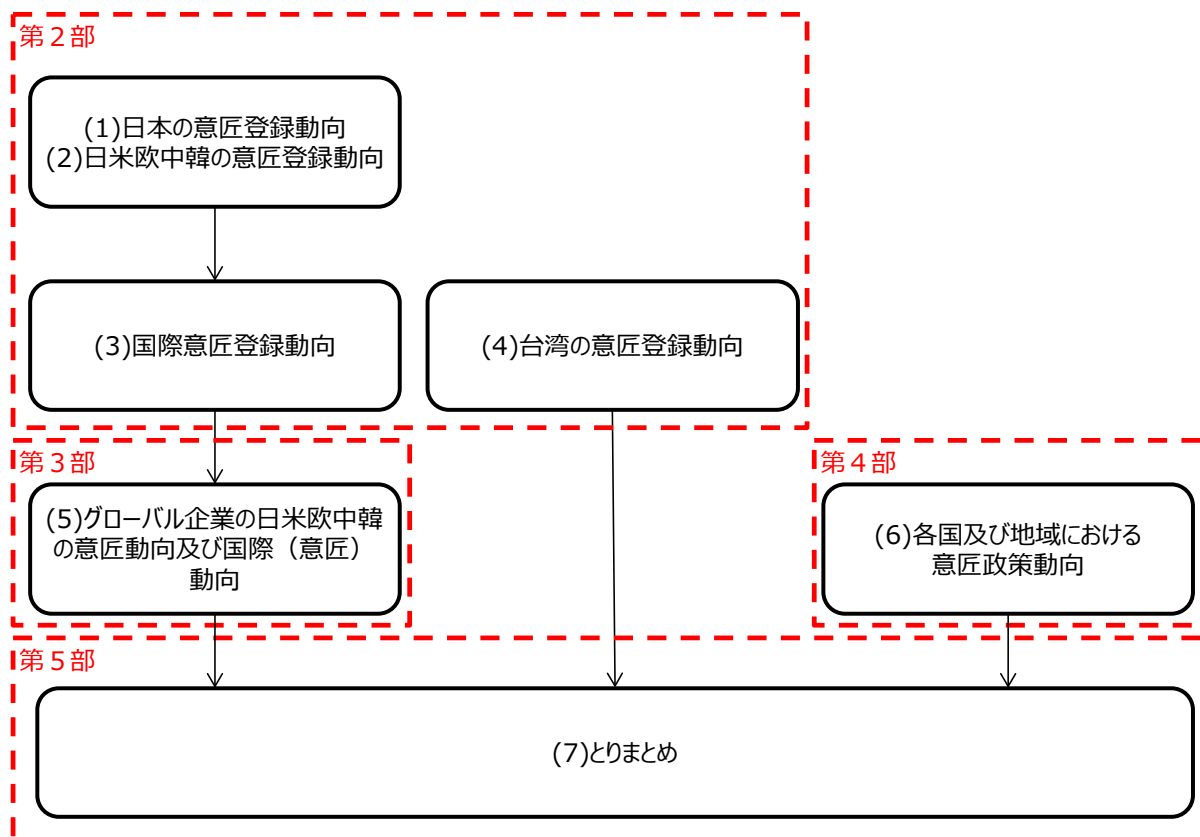
² 意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録を行う機関は、世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局である。

³ 意匠登録を行う機関は、台湾經濟部智慧財産局（TIPO）である。

第3節 本調査の実施フロー

本調査の実施フローは以下のとおりである。章立てとの関係は赤字で示したとおりとなっている。

図表 0-1-1 調査の実施フロー



第4節 本調査の実施内容・体制

本調査の調査体制は以下のとおり。

図表 0-1-2 実施体制（敬称略）

本調査の実施体制					
特許庁	総務部	企画調査課	知財動向班長（課長補佐）	宮崎	大輔
			前知財動向班長（課長補佐）	立花	啓
	審査第一部	意匠課	企画調査班長（課長補佐）	吉田	英生
			意匠分類企画係長	石川	天乃
（受託者）					
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社			主任研究員	萩原	理史（業務管理者）
			副主任研究員	上野	翼
			研究員	鈴木	淳
				山本	洋平

第2章 意匠登録動向調査

第1節 日米欧中韓の意匠登録動向

1. 調査対象

(1) 調査対象国・機関

日本（JPO：日本国特許庁）、米国（USPTO：米国特許商標庁）、EU（EUIPO：欧州連合知的財産庁）、中国（CNIPA：中国国家知識産権局）、韓国（KIPO：韓国特許庁）の4か国1機関を対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は、登録番号、公報発行日、出願人居住国・地域、権利者名、ロカルノ分類（クラスまで）、部分意匠制度及び画像意匠制度の利用の6項目である。各調査項目の定義は下表の通りである。

図表 0-2-1 調査項目と定義

調査項目	定義
登録番号	公報記載の番号とした。
公報発行日	海外の知的財産庁については、意匠出願件数に関する詳細な情報が得られないこと、出願から公報発行までの期間が長い庁では出願日ベースの意匠出願件数・意匠登録件数の把握に時間を要することから、出願日ではなく公報発行日を基準とする集計を行った。
出願人居住国・地域	出願人居住国・地域を調査した。
権利者名	出願人名称を、下記に示すとおり調査した。また、登録上位出願人のうち個人については、個人名でなく「個人」と記した。
意匠分類	ロカルノ分類を特定した。また、日本への意匠登録のみ日本意匠分類を特定した。

図表 0-2-2 集計条件（使用データベース・対象時期・対象分野・件数の定義）

集計条件	概要
使用データベース	日本：特許庁提供データを使用し、ロカルノ分類、出願人住所（出願人居住国・地域）は商用データベース（Orbit.com）と突合して情報を付与した。 米国、EU、中国、韓国：貸与データ、商用データベース（Orbit.com ⁴ ） 台湾：商用データベース（WEBPAT ⁵ ）
対象時期	2015年1月1日～2019年12月31日に意匠公報が発行された意匠とした。 2019年の集計には意匠公報のデータ全てを使用した。ただし、ロカルノ分類は欠損しているものもあり、ロカルノ分類の各分類の総数と全体の総数は一致しない。 2015～2018年に意匠公報が発行された意匠登録については、平成27年度か令和元年度までの「意匠出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」に基づいて集計した。
対象分野	日本意匠分類A～Nグループ ⁶ 、ロカルノ分類（第11版）クラス01～32を対象とし

4 Questel 社 Orbit.com 意匠モジュールは世界 30 か国 2 機関の意匠公報に関する書誌情報が入手可能な商用データベース。

5 株式会社プロパティの WEBPAT は全ての台湾意匠、特許、実用新案が収録された商用データベース。

6 ただし、N グループについては全グループの集計には加えるが、個別のグループの分析対象とはしない。

集計条件	概要
	た。
件数の定義	米国・EU・中国及び韓国（一部分野対象）については多意匠一出願が認められている。EU・韓国への登録は登録された個々の意匠単位（異なる枝番が付与されている）で集計した。 一方、米国及び中国への登録についてはそれぞれの登録に含まれる意匠の個数が不明であるため、登録単位で集計した。 日本、米国、EU、韓国は WIPO 経由の登録を含む状態で集計した。

図表 0-2-3 集計条件（出願人・分類付与・部分意匠及び画像意匠制度の登録状況）

集計条件	概要
出 願 人	出願人居住国・地域 日本国居住者、米国居住者、EU 加盟国居住者（英国居住者、ドイツ居住者、フランス居住者、その他 EU 加盟国居住者上位 2 か国）、中国居住者、韓国居住者、その他国・地域居住者（スイス居住者、台湾居住者、その他国・地域居住者上位 3 か国）に分けて調査した。 「EU」は右記の欧州連合 28 か国とした。具体的には、アイルランド、英国、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルクが含まれる。なお、欧州連合加盟国の海外領土（バミューダ島・ケイマン諸島・ジャージー島など）は「EU」に含まない。他方、本年度調査においては英国の欧州連合離脱の時期が 2020 年 1 月 31 日であることを鑑み、同国を含み集計している。「中国」には、香港・マカオを含む。台湾は含まない。「その他」は、日本、米国、EU、中国及び韓国を除く国・地域とした。意匠登録件数の多い国・地域については国・地域名を適宜記述した。
	名称 出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。米国・EU・中国及び韓国への意匠登録についても、原語の記述に相当する日本語、英語を可能な限り記載した。
付 分 与 類	ロカルノ分類 日本、米国、EU、中国及び韓国への登録は、公報記載のロカルノ分類を対象とした。なお、日本への登録に関して、日本を指定国とした国際登録（意匠）に基づく登録の分類は、WIPO 国際事務局または出願人が付与したロカルノ分類を採用している。

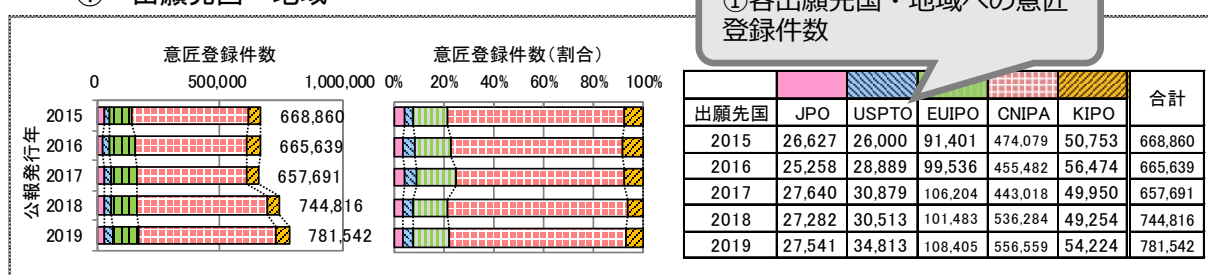
(3) グラフ上での用語の定義と見方

本調査で使用している用語の定義と見方は以下の通りである。

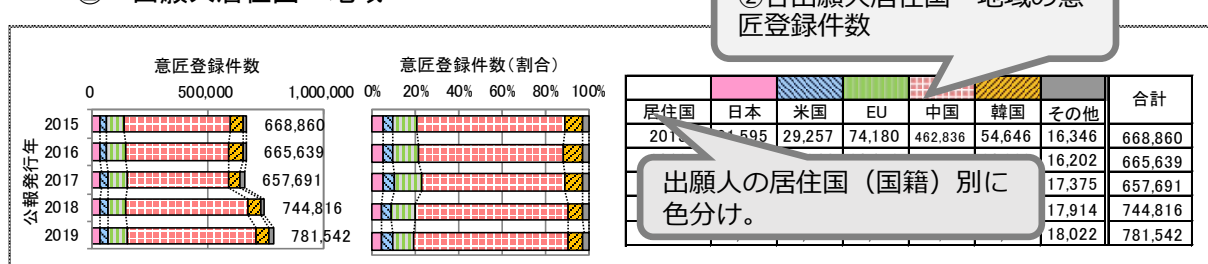
図表 0-2-4 グラフ上での用語の定義と見方①

用語	表記	定義
①出願先国・地域	JPO、USPTO、EUIPO、CNIPA、KIPO	意匠登録した <u>各国・地域の特許庁</u> を表す。
②出願人居住国・地域	日本、米国、EU、中国、韓国、その他	意匠登録した <u>出願人の居住国・地域</u> を表す。

① 出願先国・地域



② 出願人居住国・地域



③ 意匠登録上位者ランキング

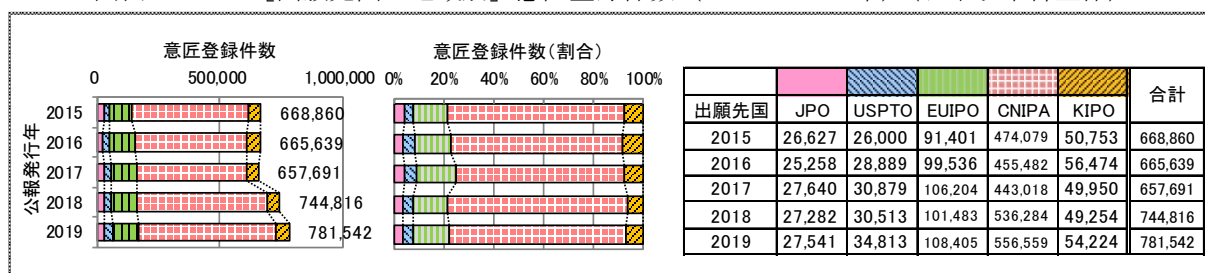
日本(JPO)への登録										米国(USPTO)への登録										EU(EUIPO)への登録									
順位					出願人名	件数	順位					出願人名	件数	順位					出願人名	件数									
2015	2016	2017	2018	2019			2019	2015	2016	2017	2018			2019	2019	2015	2016	2017			2018	2019	2019						
2	2	1	2	1	三菱電機	488	1	1	1	2	1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	315	2	2	7	4	1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	1071									
1	1	2	1	2			5	5	2	3	2			NIKE Inc	598	5	5	1			5	2	NIKE Inc	1056					
3	3	3	4	3	オカム	320	2	3	3	1	3	LG Electronics INC	560	-	-	-	-	3	Google LLC	991									
6	5	5	7	4	本田	198	4	4	4	4	4	Apple Inc	457	3	1	2	2	4	Rieker Schuh AG(スイス)	933									
-	-	-	-	-	2019年の意匠登録件数上位の過去5年間の推移を色で表示。	5	-	-	-	-	-	Jaguar Land Rover Limited(英)	290	6	3	10	11	5	FONKEL MEUBELMARKETING(オランダ)	859									
5	6	4	5	5			5	GM Global Technology Operations LLC	290	4	13	-	18	6	Apple Inc	692	-	-	-	-	-								

2. 調査結果概要

(1) 「出願先国・地域別」意匠登録件数

日米欧中韓の意匠登録件数は 744,816 件（2018 年）から 781,542 件（2019 年）に増加した。出願先国別に意匠登録件数をみると、JPO への意匠登録件数は 27,541 件（2019 年）、USPTO への意匠登録件数は 34,813 件（2019 年）、EUIPO への意匠登録件数は 108,405 件（2019 年）、CNIPA への意匠登録件数は 556,559 件（2019 年）、KIPO への意匠登録件数は 54,224 件（2019 年）であった。2019 年と 2018 年の意匠登録件数を比較すると、JPO、USPTO、EUIPO、CNIPA、KIPO の全てにおいて増加した。

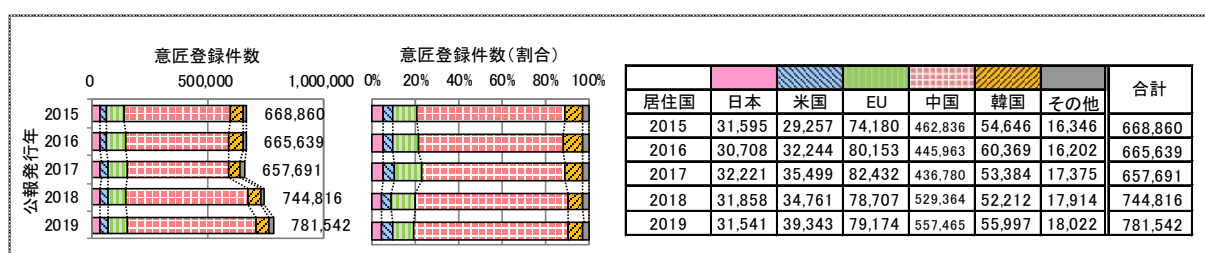
図表 0-2-5 「出願先国・地域別」意匠登録件数（2015～2019 年）（日米欧中韓全体）



(2) 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数

出願人居住国・地域別に意匠登録件数をみると、日本国居住者の意匠登録件数は 31,541 件（2019 年）、米国居住者の意匠登録件数は 39,343 件（2019 年）、欧州居住者の意匠登録件数は 79,174 件（2019 年）、中国居住者の意匠登録件数は 557,465 件（2019 年）、韓国居住者の意匠登録件数は 55,997 件（2019 年）であった。2019 年と 2018 年の意匠登録件数を比較すると、日本居住者で微減し、米国居住者、欧州居住者、中国居住者、韓国居住者で増加した。

図表 0-2-6 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数（2015～2019 年）（日米欧中韓全体）

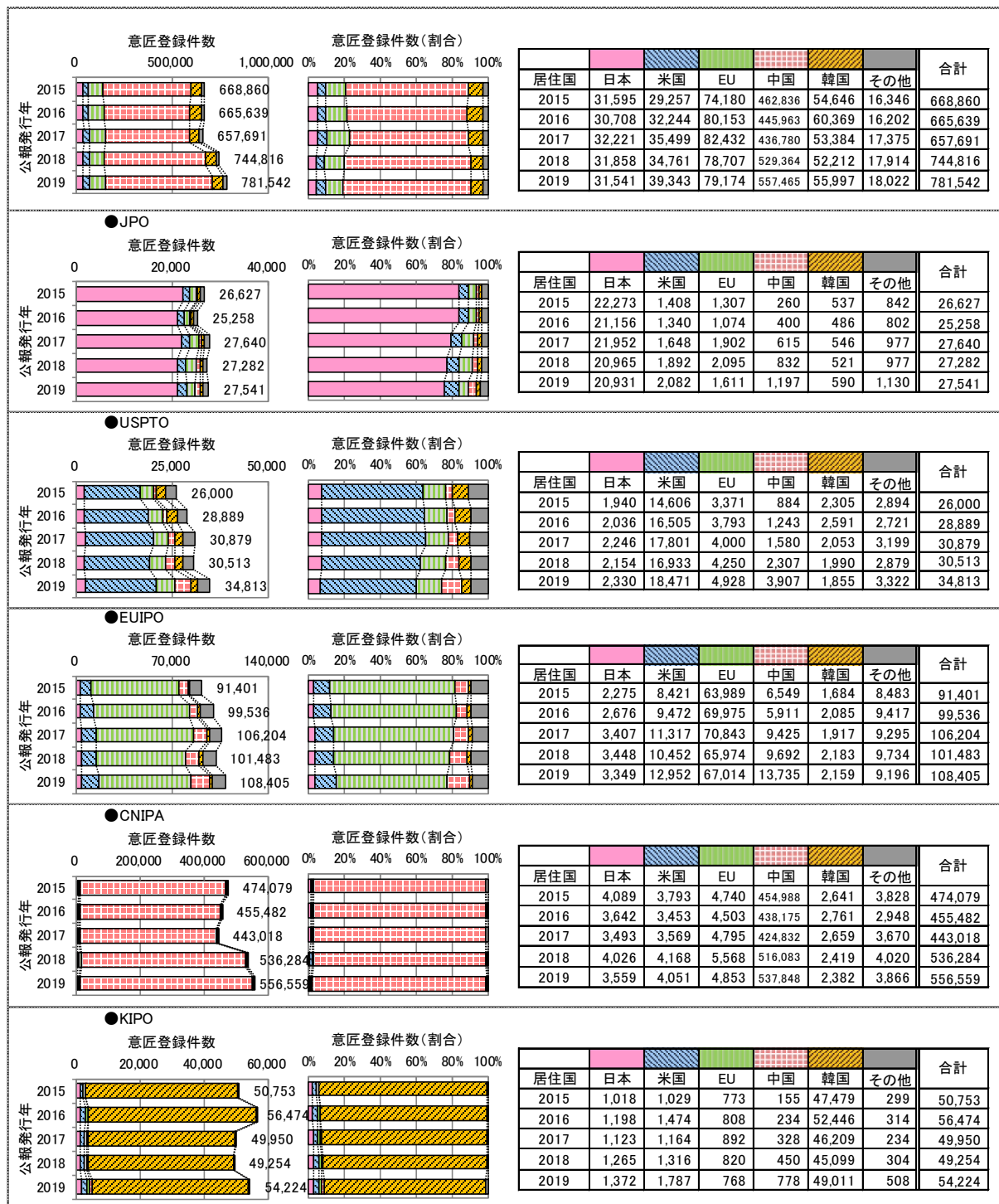


(3) [出願先国・地域別 - 出願人居住国・地域別] 意匠登録件数

JPO への意匠登録件数は、日本国居住者、米国居住者、欧州居住者、中国居住者、その他国居住者、韓国居住者の順に多い。

特に、CNIPA、KIPO で自国居住者からの意匠登録件数が多く、JPO は海外居住者からの意匠登録の割合が上がっている。

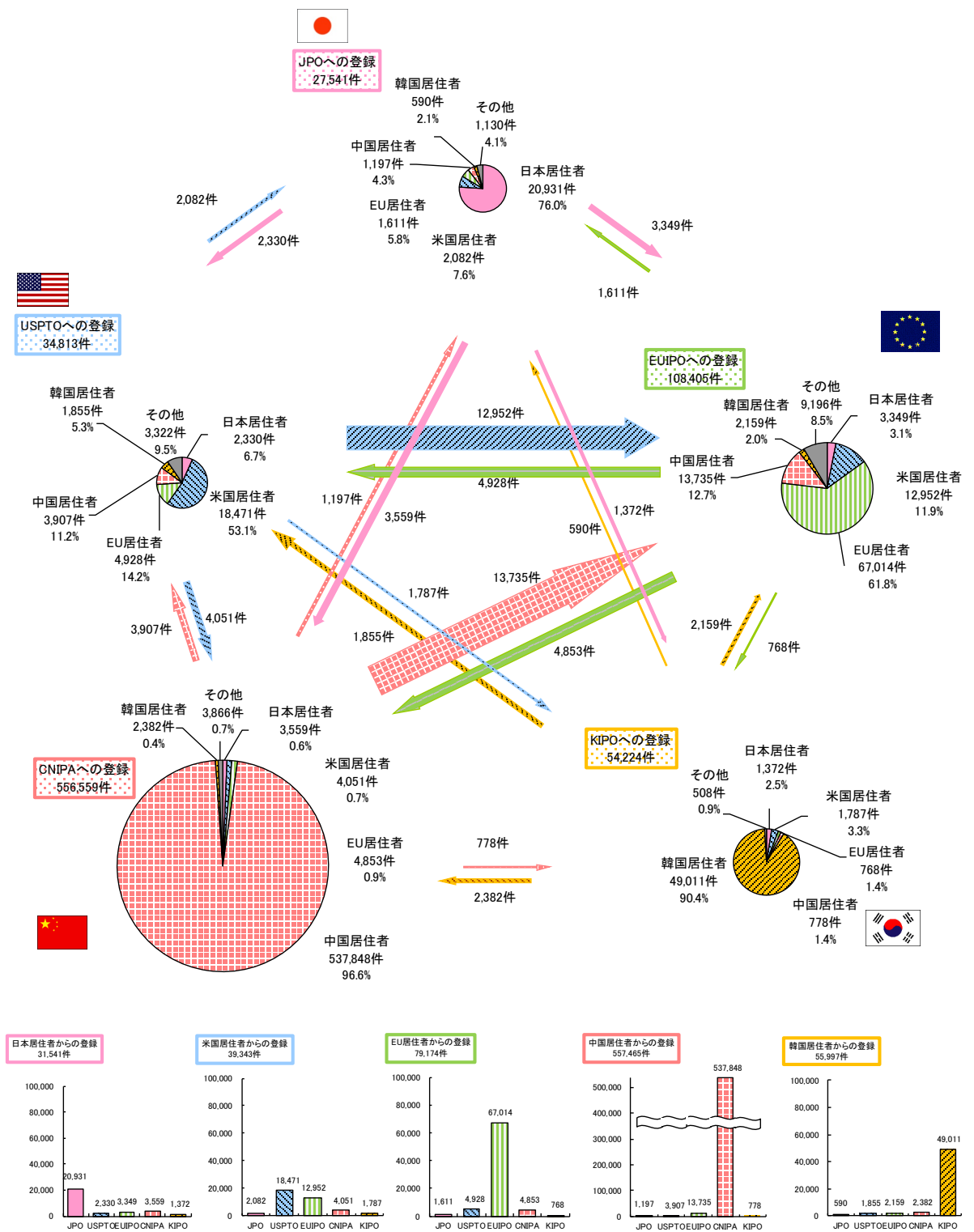
図表 0-2-7 [出願先国・地域別 - 出願人居住国・地域別] 意匠登録件数 (2015～2019 年)



(4) 日米欧中韓間の意匠登録状況

日米欧中韓間の意匠登録状況は、中国居住者による EUIPO への意匠登録件数が 13,735 件で最も多くなっている。また、EU 居住者による KIPO への意匠登録件数が 768 件と最も少なくなっている。

図表 0-2-8 日米欧中韓間の意匠登録件数（2019 年）



(5) 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）意匠登録件数

JPO への出願登録件数は三菱電機が最も多く、次いで、パナソニック IP マネジメント、オカムラ、本田技研工業、Google LLC となっている。

USPTO への出願登録件数は Samsung Electronics Co Ltd が最も多く、次いで、Nike Inc、LG Electronics Inc、Apple Inc、Jaguar Land Rover Limited となっている。

EUIPO への出願登録件数は、Samsung Electronics Co Ltd が最も多く、次いで、Nike Inc、Google LLC、Rieker Schuh AG、FONKEL MEUBELMARKETING となっている。

CNIPA への出願登録件数は、BEIJING QIYI CENTURY SCIENCE & TECHNOLOGY が最も多く、次いで、GREE ELECTRIC APPLIANCES INC、Wuyi University、GUANGDONG POWER GRID CORPORATION、AUX AIR CONDITIONING CO LTD となっている。

KIPO への出願登録件数は、LG Electronics Inc が最も多く、次いで、Samsung Electronics Co Ltd、CJ CheilJedang Co Ltd、Apple Inc、OhByung-hee となっている。

図表 0-2-9 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）意匠登録件数（2019 年）

(日本・米国・欧州)

日本(JPO)への登録						米国(USPTO)への登録						EU(EUIPO)への登録								
順位					出願人名	件数	順位					出願人名	件数	順位					出願人名	件数
2015	2016	2017	2018	2019			2015	2016	2017	2018	2019			2015	2016	2017	2018	2019		
2	2	1	2	1	三菱電機	488	1	1	1	2	1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	315	2	2	7	4	1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	1071
1	1	2	1	2	パナソニックIPマネジメント	441	5	5	2	3	2	NIKE Inc	598	5	5	1	5	2	NIKE Inc	1056
3	3	3	4	3	オカムラ	320	2	3	3	1	3	LG Electronics INC	560	-	-	-	-	3	Google LLC	991
6	5	5	7	4	本田技研工業	198	4	4	4	4	4	Apple Inc	457	3	1	2	2	4	Rieker Schuh AG(スイス)	933
-	-	-	-	5	Google LLC	192	-	8	9	8	5	Jaguar Land Rover Limited(英)	290	6	3	10	11	5	FONKEL MEUBELMARKETING(オランダ)	859
5	6	4	5	6	シャープ	173	15	-	7	5	5	GM Global Technology Operations LLC	290	4	13	-	18	6	Apple Inc	692
4	4	6	6	7	LIXIL	158	-	-	15	-	7	DELTA FAUDET COMPANY	196	1	10	3	3	7	Robert Bosch GmbH(独)	621
-	11	14	18	8	エフビコ	144	-	-	-	10	8	Bayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft(独)	185	13	7	4	1	8	PIERRE BALMAIN S.A.(仏)	497
14	12	-	-	9	ダイキン工業	139	8	6	6	7	9	Google LLC	177	8	6	16	6	9	EGLO LEUCHTEN GMBH(オーストリア)	452
11	7	12	11	10	日産自動車	135	7	7	12	6	10	Ford Global Technologies LLC	156	-	-	-	-	10	Jaguar Land Rover Limited(英)	449
20	-	20	17	10	富士フイルム	135	-	-	-	14	11	SPIGEN KOREA CO LTD	153	-	-	-	9	11	KONINKLIJKE PHILIPS N.V(オランダ)	400
16	-	-	-	12	Apple Inc	124	9	9	13	11	12	本田技研工業	101	10	14	17	8	12	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	397
-	-	-	-	13	キヤノン	123	-	-	-	-	13	Amazon Technologies Inc	100	14	9	9	7	13	LG Electronics INC	394
-	-	11	9	14	コクヨ	118	-	-	-	-	14	Dyson Technology Limited(英)	93	-	-	11	10	14	宮城レース	380
19	16	9	14	15	ソニー	114	-	-	-	17	15	三菱電機	91	-	-	-	-	15	PHILIP MORRIS PRODUCTS S.A.(スイス)	324
-	18	15	-	16	セイコーエプソン	112	10	13	16	12	15	3M INNOVATIVE PROPERTIES COMPANY	91	-	-	-	-	16	Gwendolyn Kerschbaumer(伊)	322
-	13	-	10	17	タカラトミー	108	-	-	-	-	17	KONINKLIJKE PHILIPS N.V(オランダ)	90	-	-	-	-	17	FERRARI S.P.A.(伊)	306
-	-	-	-	18	小林製薬	104	-	-	-	-	18	HYUNDAI MOTOR COMPANY	89	-	-	-	-	18	Maxton Design Piotr Kardaś(ポーランド)	295
-	-	-	8	19	TOTO	101	-	-	-	16	19	Kohler CO	87	-	-	-	-	19	SILIKOMART S.r.l.(伊)	273
-	-	-	-	20	ホシザキ	100	11	12	13	14	20	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	86	-	-	-	-	19	NOMINATION S.R.L.(伊)	273

図表 0-2-10 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）意匠登録件数（2019 年）
（中国・韓国）

中国 (CNIPA) への登録						韓国 (KIPO) への登録							
順位					出願人名	件数	順位					出願人名	件数
2015	2016	2017	2018	2019			2015	2016	2017	2018	2019		
12	11	11	19	1	BEIJING QIYI CENTURY SCIENCE & TECHNOLOGY GREE ELECTRIC APPLIANCES INC OF ZHUIHAI	1281	2	1	1	2	1	LG Electronics INC	1572
-	17	3	6	2	Wuyi University	822	1	2	2	1	2	Samsung Electronics Co Ltd	1074
-	-	-	-	3	GUANGDONG POWER GRID CORPORATION AUX AIR CONDITIONING CO LTD	578	3	3	3	3	3	GJ CheilJedang Co Ltd	437
-	-	-	-	4	CHAOYANG YAYUNCUN STORE OF BEIJING MARKOR FURNISHINGS CO LTD	562	-	-	-	13	4	Apple Inc	217
-	-	-	-	5	BEIJING JINGDONG SHANGKE INFORMATION	539	-	-	-	-	5	Oh Byung-hee	215
-	-	-	-	6	MINGZHU FURNITURE CO LTD	491	7	4	9	4	5	Hyundai Motor Co Ltd	215
-	-	-	13	7	XI'AN POLYTECHNIC UNIVERSITY	488	-	-	18	9	7	Google LLC	186
-	-	-	-	8	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	421	-	-	-	-	8	J-Style Korea Co Ltd	170
-	-	-	-	9	QINGDAO HAIGAO DESIGN MANUFACTURE CO LTD	394	-	-	-	-	9	Kolon Industries Inc	155
-	-	-	-	10	NANJING FORESTRY UNIVERSITY	375	-	-	-	16	10	Petit Elin Co Ltd	143
-	-	-	-	11	Chow Tai Seng Jewelry Co Ltd	356	-	-	-	-	11	QM Global Technology Operations LLC	133
-	-	-	-	12	Zhejiang Shaoxing Super Domestic Electrical Appliance Co	335	-	-	-	-	12	Aiko Corporation	128
-	-	-	-	13	GUANGDONG MEDIA REFRIGERATION EQUIPMENT CO LTD	333	5	10	6	19	13	AmorePacific	122
-	-	-	-	14	GUANGDONG XINDAO ELECTRICAL APPLIANCES	329	-	-	-	-	14	GMP Jewelry Co Ltd	109
-	-	-	-	15	KUKA HOME	324	-	-	-	-	15	I love herb	105
-	-	-	-	16	HANGZHOU HIKVISION DIGITAL TECHNOLOGY CO LTD	323	-	-	-	-	16	the	98
-	-	9	9	17	CITIC Dicastal Co Ltd	322	-	-	-	-	17	KR	97
-	-	-	-	18	GUANGZHOU GVT ELECTRONICS GROUP	322	-	-	-	-	17	Flex Ltd.	97
-	-	-	-	19		321	-	-	-	17	19	KT & G CORPORATION	91
-	-	-	20	20		307	-	-	-	-	20	Hyundai E & C Co Ltd	89

3. ロカルノ分類クラス別調査

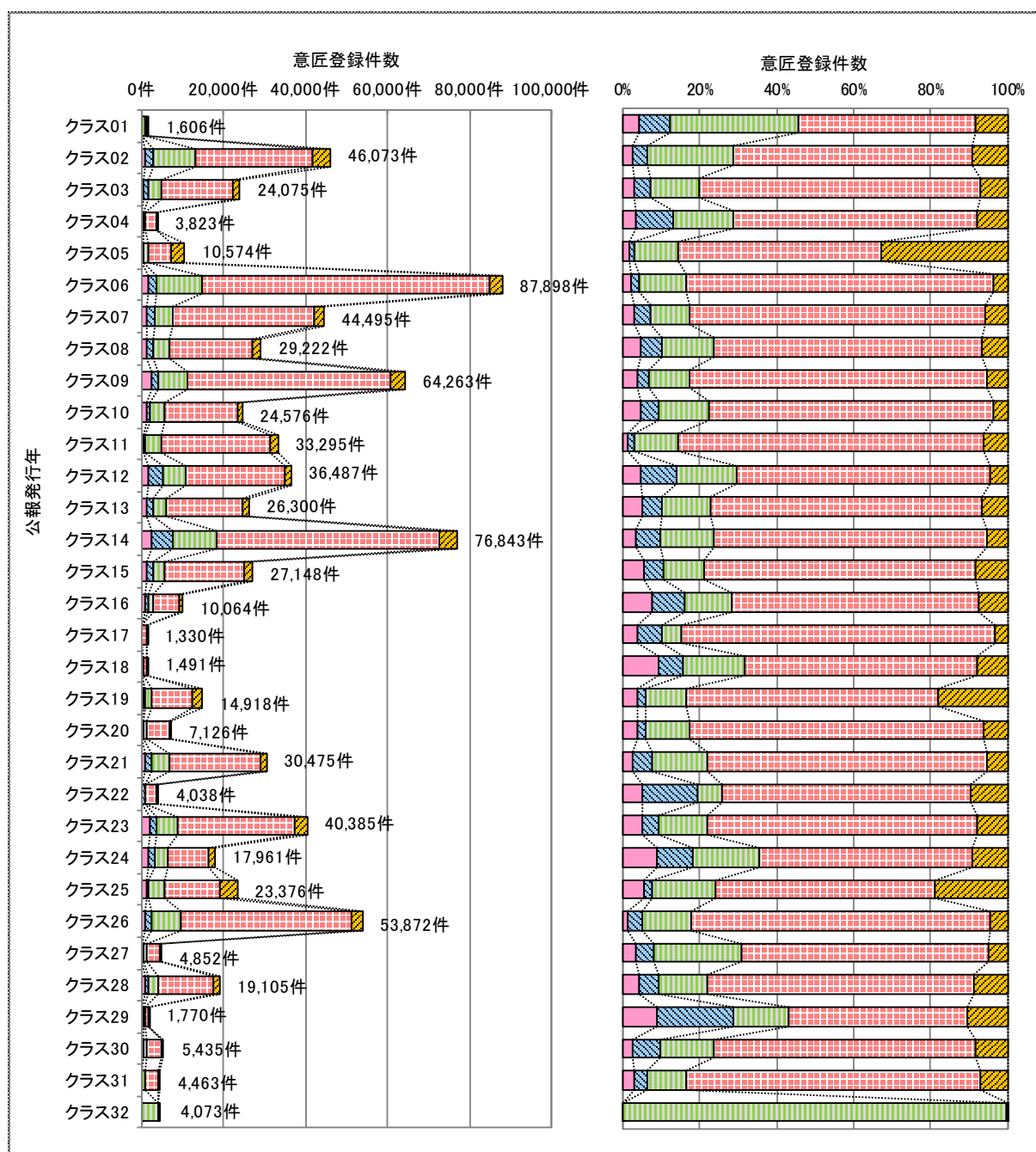
(1) [ロカルノ分類クラス別―出願先国・地域別] 意匠登録件数の概括

ロカルノ分類別の意匠登録件数はクラス 06（室内用品）が 87,898 件で最も多く、クラス 14（記録、通信又は情報検索の機器）（76,843 件）、クラス 09（物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器）（64,263 件）、クラス 26（照明用機器）（53,872 件）と続いている。一方で、クラス 17（楽器）の意匠登録件数が最も少ない。また、クラス 32（グラフィックシンボル）を除き、すべてのロカルノ分類クラスで CNIPA の意匠登録件数が多くなっている。

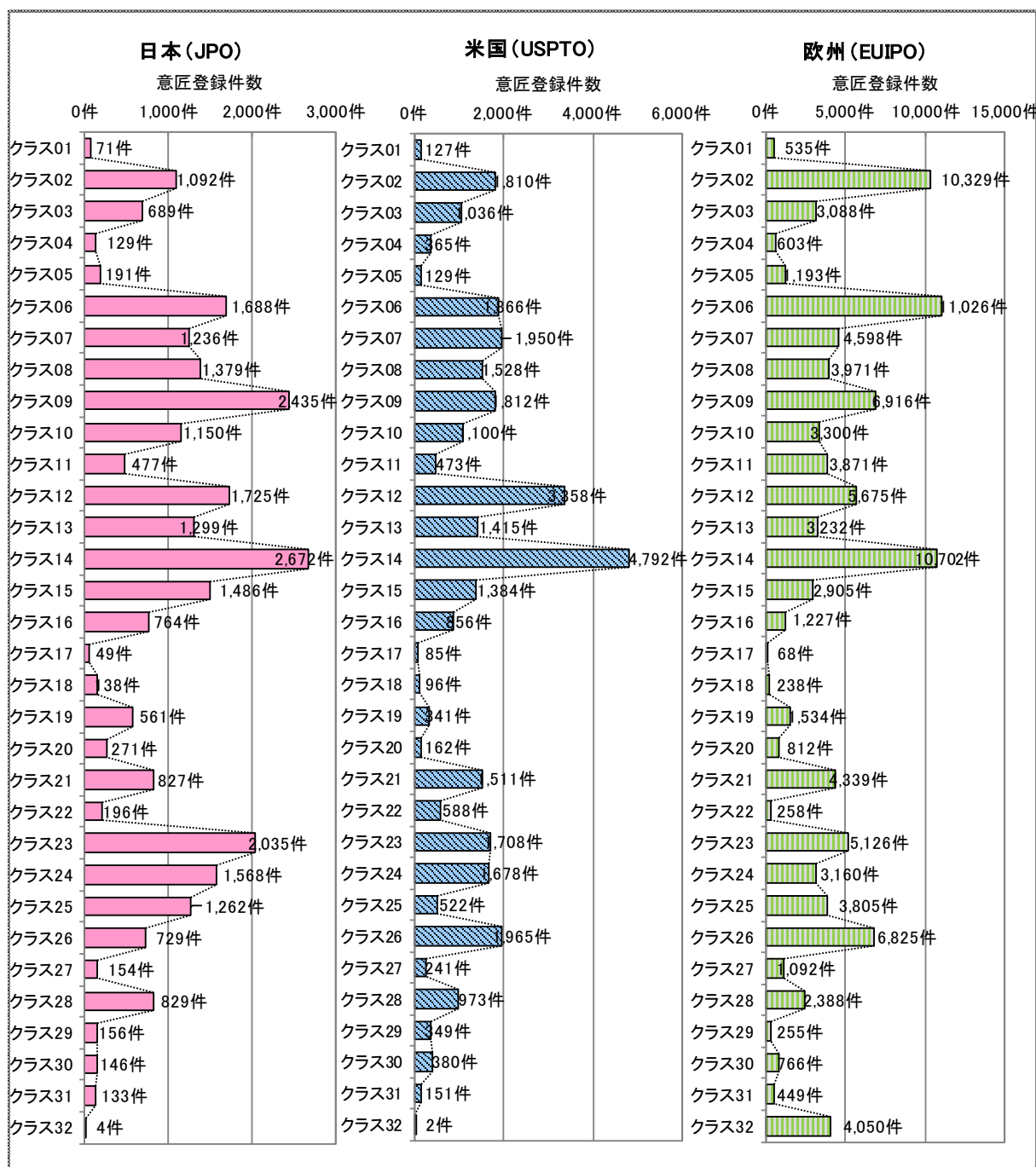
図表 0-2-11 [ロカルノ分類クラス別―出願先国別] 意匠登録件数（2019 年）

		日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EUIPO)	中国 (CNIPA)	韓国 (KIPO)
クラス01	食料品	71件 0.3%	127件 0.4%	535件 0.5%	741件 0.1%	132件 0.2%
クラス02	衣料品及び裁縫用小物	1,092件 4.0%	1,810件 5.2%	10,329件 9.5%	28,633件 5.1%	4,209件 7.8%
クラス03	旅行用具、ケース、日傘及び身の回り品、他に該当しないもの	689件 2.5%	1,036件 3.0%	3,088件 2.9%	17,566件 3.2%	1,696件 3.1%
クラス04	ブラシ製品	129件 0.5%	365件 1.1%	603件 0.6%	2,422件 0.4%	304件 0.6%
クラス05	紡績用繊維、人工及び天然のシート材料	191件 0.7%	129件 0.4%	1,193件 1.1%	5,592件 1.0%	3,469件 6.4%
クラス06	室内用品	1,688件 6.1%	1,866件 5.4%	11,026件 10.2%	70,276件 12.6%	3,042件 5.6%
クラス07	家庭用品、他で明記されていないもの	1,236件 4.5%	1,950件 5.6%	4,598件 4.2%	34,133件 6.1%	2,578件 4.8%
クラス08	工具及び金物類	1,379件 5.0%	1,528件 4.4%	3,971件 3.7%	20,371件 3.7%	1,973件 3.6%
クラス09	物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器	2,435件 8.8%	1,812件 5.2%	6,916件 6.4%	49,678件 8.9%	3,422件 6.3%
クラス10	時計及びその他の測定機器、検査機器及び信号用機器	1,150件 4.2%	1,100件 3.2%	3,300件 3.0%	18,103件 3.3%	923件 1.7%
クラス11	装飾用品	477件 1.7%	473件 1.4%	3,871件 3.6%	26,430件 4.7%	2,044件 3.8%
クラス12	輸送又は昇降の手段	1,725件 6.3%	3,358件 9.7%	5,675件 5.2%	24,027件 4.3%	1,702件 3.1%
クラス13	電気の生産、供給又は変流のための機器	1,299件 4.7%	1,415件 4.1%	3,232件 3.0%	18,637件 3.3%	1,717件 3.2%
クラス14	記録、通信又は情報検索の機器	2,672件 9.7%	4,792件 13.8%	10,702件 9.9%	54,428件 9.8%	4,249件 7.8%
クラス15	機械、他で明記されていないもの	1,486件 5.4%	1,384件 4.0%	2,905件 2.7%	19,126件 3.4%	2,247件 4.1%
クラス16	写真用、映画用及び光学用の機器	764件 2.8%	856件 2.5%	1,227件 1.1%	6,485件 1.2%	732件 1.3%
クラス17	楽器	49件 0.2%	85件 0.2%	68件 0.1%	1,084件 0.2%	44件 0.1%
クラス18	印刷機及び事務用機器	138件 0.5%	96件 0.3%	238件 0.2%	903件 0.2%	116件 0.2%
クラス19	文房具及び事務用機器、美術材料及び教材	561件 2.0%	341件 1.0%	1,534件 1.4%	9,821件 1.8%	2,661件 4.9%
クラス20	販売及び広告機器、サイン	271件 1.0%	162件 0.5%	812件 0.7%	5,427件 1.0%	454件 0.8%
クラス21	遊戯用具、がん具、テント及び運動用品	827件 3.0%	1,511件 4.3%	4,339件 4.0%	22,222件 4.0%	1,576件 2.9%
クラス22	武器、火工品、狩猟、釣り及び害獣駆除のための物品	196件 0.7%	588件 1.7%	258件 0.2%	2,602件 0.5%	394件 0.7%
クラス23	液体供給機器、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料	2,035件 7.4%	1,708件 4.9%	5,126件 4.7%	28,358件 5.1%	3,158件 5.8%
クラス24	医療用及び実験用器具	1,568件 5.7%	1,678件 4.8%	3,160件 2.9%	9,913件 1.8%	1,642件 3.0%
クラス25	建築用ユニット及び建築部材	1,262件 4.6%	522件 1.5%	3,805件 3.5%	13,370件 2.4%	4,417件 8.1%
クラス26	照明用機器	729件 2.6%	1,965件 5.7%	6,825件 6.3%	41,893件 7.5%	2,460件 4.5%
クラス27	たばこ及び喫煙用の供給品	154件 0.6%	241件 0.7%	1,092件 1.0%	3,125件 0.6%	240件 0.4%
クラス28	医療用品及び化粧品、化粧品用品及び化粧器具	829件 3.0%	973件 2.8%	2,388件 2.2%	13,240件 2.4%	1,675件 3.1%
クラス29	火災防止用、事故防止用及び救援用の機器及び器具	156件 0.6%	349件 1.0%	255件 0.2%	825件 0.1%	185件 0.3%
クラス30	動物の手入れ及び世話用の物品	146件 0.5%	380件 1.1%	766件 0.7%	3,690件 0.7%	453件 0.8%
クラス31	飲食物を調理するための機械及び器具、他で明記されていないもの	133件 0.5%	151件 0.4%	449件 0.4%	3,422件 0.6%	308件 0.6%
クラス32	グラフィックシンボル及びロゴ、表面のパターン、装飾	4件 0.0%	2件 0.0%	4,050件 3.7%	15件 0.0%	2件 0.0%

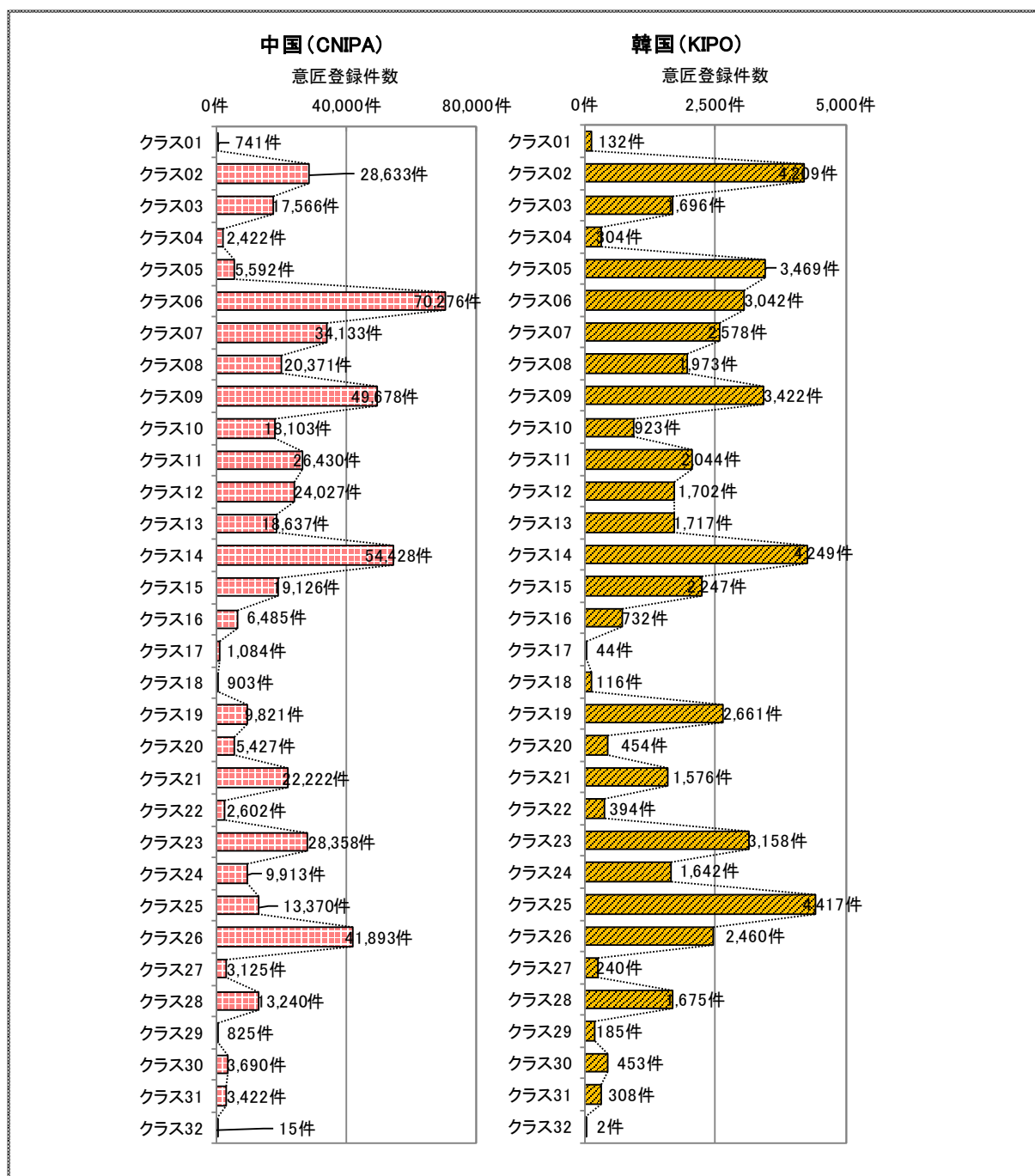
図表 0-2-12 「ロカルノ分類クラス別－出願先国別」 意匠登録件数（2019 年）



図表 0-2-13 「ロカルノ分類クラス別一出願先国別」 意匠登録件数（2019 年）
（日本（JPO）・米国（USPTO）・欧州（EUIPO））



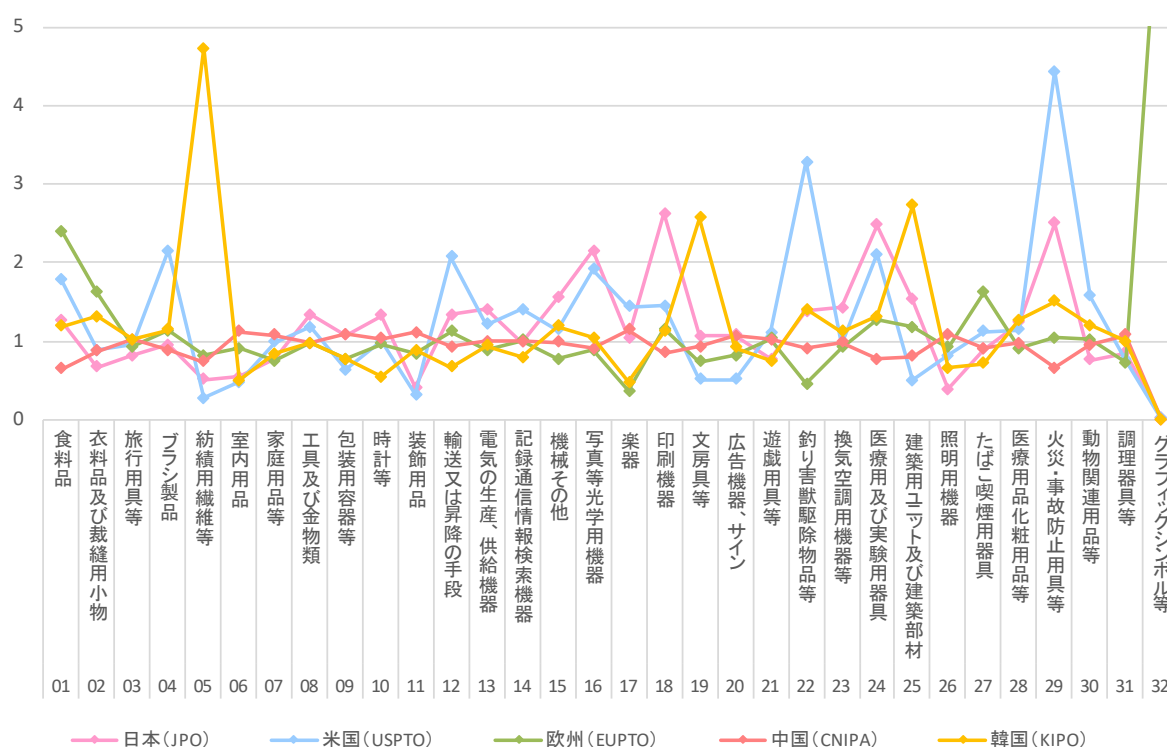
図表 0-2-14 「ロカルノ分類クラス別－出願先国別」 意匠登録件数（2019 年）
（中国（CNIPA）・韓国（KIPO））



(2) 「ロカルノ分類クラス別－出願先国・地域別」意匠登録件数の特化係数の比較

各出願先国におけるロカルノ分類別の出願について、特化係数（1 国の有する比較優位の程度）を算出する。特化係数は「i 国の j 分類の構成比/対象国全体の j 分類の構成比」で算出した。JPO では、「クラス 08 工具及び金物類」、「クラス 10 時計及びその他の測定機器、検査機器及び信号用機器」「クラス 13 電気の生産、供給又は変流のための機器」「クラス 15 機械、他で明記されていないもの」「クラス 16 写真用、映画用光学用の機器」「クラス 18 印刷用機器」「クラス 24 医療用及び実験用器具」が他国よりも高くなっている。

図表 0-2-15 「ロカルノ分類クラス別－出願先国別」特化係数（2019 年）



第2節 日本の意匠登録動向

1. 調査対象

(1) 調査対象国・機関

日本（JPO：日本国特許庁）のみを対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は、登録番号、公報発行日、出願人居住国・地域、権利者名、日本意匠分類、部分意匠制度及び画像意匠制度の利用の6項目である。各調査項目の定義は下表の通りである。

図表 0-2-16 調査項目と定義

調査項目	定義
登録番号	公報記載の番号とした。
公報発行日	海外の知的財産庁については、意匠出願件数に関する詳細な情報が得られないこと、出願から公報発行までの期間が長い庁では出願日ベースの意匠出願件数・意匠登録件数の把握に時間を要することから、出願日ではなく公報発行日を基準とする集計を行った。
出願人居住国・地域	出願人居住国・地域を調査した。
権利者名	出願人名称を、下記に示すとおり調査した。また、登録上位出願人のうち個人については、個人名でなく「個人」と記した。
意匠分類	日本意匠分類を特定した。

図表 0-2-17 集計条件（使用データベース・対象時期・対象分野・件数の定義）

集計条件	概要
使用データベース	特許庁の貸与物（意匠公報の書誌事項データ）
対象時期	2015年1月1日～2019年12月31日に意匠公報が発行された意匠とした。 2018年の集計には意匠公報のデータ全てを使用した。 2015～2018年に意匠公報が発行された意匠登録については、平成27年度から令和元年度までの「意匠出願動向調査報告書－マクロ調査－」に基づいて集計した。
対象分野	日本意匠分類A～Mグループを対象とした。
件数の定義	登録件数を全て集計した。

図表 0-2-18 集計条件（出願人・分類付与・部分意匠及び画像意匠制度の登録状況）

集計条件		概要
出 願 人	出願人居住国・地域	日本国居住者、米国居住者、EU 加盟国居住者（英国居住者、ドイツ居住者、フランス居住者、その他 EU 加盟国居住者上位 2 か国）、中国居住者、韓国居住者、その他国・地域居住者（スイス居住者、台湾居住者、その他国・地域居住者上位 3 か国）に分けて調査した。 「EU」は右記の欧州連合 28 か国とした。具体的には、アイルランド、英国、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルクが含まれる。なお、欧州連合加盟国の海外領土（バミューダ島・ケイマン諸島・ジャージー島など）は「EU」に含まない。他方、本年度調査においては英国の欧州連合離脱の時期が 2020 年 1 月 31 日であることを鑑み、同国を含み集計している。「中国」には、香港・マカオを含む。台湾は含まない。「その他」は、日本、米国、EU、中国及び韓国を除く国・地域とした。意匠登録件数の多い国・地域については国・地域名を適宜記述した。意匠登録件数上位者の記述では、各国・地域及び中国・香港・マカオの別を明記した。
	名称	出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。米国・EU・中国及び韓国への意匠登録についても、原語の記述に相当する日本語、英語を可能な限り記載した。
付 分 与 類	日本意匠分類	公報記載の日本意匠分類を対象とした。

2. 日本意匠分類別調査

JPO のみを対象として、日本意匠分類別ランキングを示す。

ランキングの傾向は概ね同様であり H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が日本意匠分類の中では最も多く、次いで、J グループ（一般機械器具）、C グループ（生活用品）の順に多くなっている。

図表 0-2-19 日本意匠分類別のランキング（上位 5 位以内はハッチ）

	JPO									
	2015		2016		2017		2018		2019	
	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位
Aグループ(製造食品及び嗜好品)	49	12	70	12	82	12	74	12	66	12
Bグループ(衣服及び身の回り品)	1,922	9	1,995	9	2,604	7	2,670	5	2,509	6
Cグループ(生活用品)	2,850	4	2,589	4	2,938	3	3,304	2	3,067	3
Dグループ(住宅設備用品)	2,922	3	2,585	5	2,642	5	2,497	6	2,696	5
Eグループ(趣味娯楽用品及び運動競技用品)	823	11	899	11	958	11	1,129	10	987	11
Fグループ(事務用品及び販売用品)	3,270	2	3,277	2	3,255	2	3,278	3	3,066	4
Gグループ(運輸又は運搬機械)	2,321	7	2,103	7	2,225	8	1,936	8	2,017	8
Hグループ(電気電子機械器具及び通信機械器具)	4,198	1	3,813	1	4,302	1	3,971	1	4,876	1
Jグループ(一般機械器具)	2,480	5	2,690	3	2,744	4	3,130	4	3,248	2
Kグループ(産業機械器具)	2,353	6	2,126	6	2,624	6	2,380	7	2,258	7
Lグループ(土木建築用品)	2,106	8	2,080	8	2,026	9	1,789	9	1,750	9
Mグループ(AからLに属さないその他の基礎製品)	1,333	10	1,031	10	1,240	10	1,124	11	1,001	10
全体	26,627	—	25,258	—	27,640	—	27,282	—	27,541	—

第3節 国際登録（意匠）動向

1. 調査対象

(1) 調査対象国・機関

世界知的所有権機関（WIPO）における国際登録を対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は登録番号、公報発行日、出願人居住国・地域、権利者名、日本意匠分類（日本を指定国とするもののみ）、ロカルノ分類（クラスまで）の6項目である。各調査項目の定義は下表の通りである。

図表 0-2-20 調査項目と定義

調査項目	定義
登録番号	公報記載の番号とした。
公報発行日	意匠出願件数に関する詳細な情報が得られないことから、出願日ではなく公報発行日を基準とした集計を行った。
出願人居住国・地域	出願人居住国・地域を調査した。
権利者名	出願人名称を、下記に示すとおり調査した。また、登録上位出願人のうち個人については、個人名でなく「個人」と記した。
意匠分類	ロカルノ分類を特定した。また、日本を指定国とするもののみ日本意匠分類を特定した。

ハーグ協定の非加盟国に居住する出願人は、以下の条件のうちいずれかを満たしている場合に WIPO での出願が可能である⁷。

ハーグ協定の加盟国/地域の領域内において国籍（Nationality）を有する

ハーグ協定の加盟国/地域の住所（Domicile）を有する

現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所（Real and Effective Industrial or Commercial Establishment）を有する

常居所（Habitual Residence）を有する（ハーグ協定、ジュネーブ改正協定）

なお、集計においては出願人の住所または居所に示された国コード・地域コードに基づくことで、非加盟国の出願人においても本来の居住国・地域で集計を行っている。

⁷ WIPO, Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs, Article3 より作成。

図表 0-2-21 集計条件（使用データベース・対象時期・対象分野・件数の定義・抽出の方法）

集計条件	概要
使用データベース	Questel 社 Orbit.com 意匠モジュール ⁸ なお、2015 年～2018 年は令和元年度意匠出願動向調査報告書ーマクロ調査ーの値を用いた。
対象時期	2015 年 1 月 1 日～2019 年 12 月 31 日に意匠公報が発行された意匠とした。
対象分野	日本意匠分類 A～M グループ、ロカルノ分類（第 11 版）クラス 01～32 を対象とした。
件数の定義	個々の意匠単位で集計した。
抽出の方法	Orbit.com 意匠モジュールから公報発行日（Publication Date）をキーに 2019 年発行の意匠登録の登録番号（枝番を含む）のリストをダウンロードし、所定の項目を抽出した。

図表 0-2-22 集計条件（出願人・分類付与）

集計条件	概要
出願人	定義
	筆頭出願人の名称とした。
	出願人居住国・地域
分類	筆頭出願人の住所又は居所に示された国・地域コードに基づく。
	名称
	出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。加えて、日本語名称を可能な限り記載した。
指定国	日本意匠分類
	公報記載の日本を指定国とするものに関して日本意匠分類を対象とした。
指定国	ロカルノ分類
	公報記載のロカルノ分類を対象とした。
指定国	
公報記載の指定国を対象とした。また、指定国別調査は日本、米国、EU 及び韓国のみ調査を行った。	

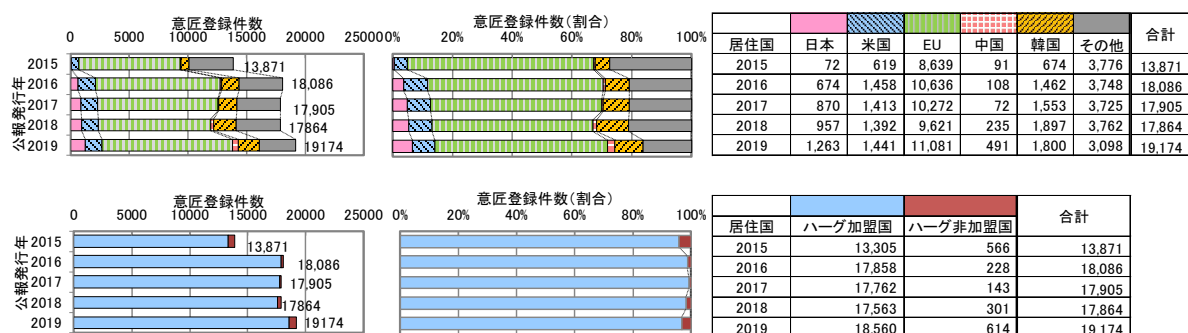
8 Questel 社 Orbit.com 意匠モジュールは世界 30 か国 2 機関（オーストリア、ベネルクス、ブルガリア、カナダ、中国、キプロス、チェコ、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、マルタ、メキシコ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国、WIPO、EUIPO）の意匠公報に関する書誌情報が入手可能な商用データベース。

2. 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数

意匠登録件数は17,864件（2018年）から19,174件（2019年）に微増した。

出願人居住国別に意匠登録件数を見ると、欧州居住者による意匠登録件数が11,081件（2019年）で最も多く、その他国居住者、韓国居住者、米国居住者、日本居住者、中国居住者と続いている。また、日本国居住者においては意匠登録件数が増加している。意匠登録件数のうち、ハーグ加盟国による意匠登録件数は18,560件となっている。

図表 0-2-23 「出願人居住国・地域別」意匠登録件数（2015～2019年）（WIPO）



3. 意匠登録上位 20 社の名称・居住国（地域）・意匠登録件数

意匠登録上位 20 社の名称・居住国（地域）・意匠登録件数を見ると、SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.（韓国）が最も多く、次いで、FONKEL MEUBELMARKETING(オランダ)、LG ELECTRONICS INC.（韓国）と続いている。

図表 0-2-24 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（地域）・意匠登録件数

WIPOでの登録						
順位						件数
2015	2016	2017	2018	2019		2019
1	2	2	1	1	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	922
3	1	3	4	2	FONKEL MEUBELMARKETING(蘭)	859
-	5	1	2	3	LG ELECTRONICS INC.	596
2	6	5	7	4	VOLKSWAGEN AKTIENGESELLSCHAFT	428
5	4	6	3	5	The Procter & Gamble Company	405
-	-	-	10	6	KONINKLIJKE PHILIPS N.V.(蘭)	367
-	-	-	-	7	Gwendolyn Kerschbaumer ;Guillane Kerschbaumer(伊)	322
-	-	-	11	8	PSA AUTOMOBILES SA	221
-	-	4	16	9	KRONOPLUS LIMITED(キプロス)	204
-	-	-	-	10	THE GILLETTE COMPANY LLC	199
-	-	-	-	11	RENAULT S.A.S.	192
-	-	-	-	12	THUN SPA(伊)	190
-	17	10	13	13	三菱電機	187
-	-	-	-	14	Drylock Technologies N.V.(ベルギー)	184
4	3	9	8	15	SWATCH AG	178
11	-	14	9	16	THOMAS SABO GMBH CO. KG	177
-	-	-	-	17	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE CO., LTD.	172
-	-	-	-	18	Juul Labs, Inc.	158
-	-	-	-	19	DAIMLER AG	156
-	-	-	-	20	キャノン	128

第4節 台湾の意匠登録動向

1. 調査対象

(1) 調査対象地域・機関

台湾（TIPO：台湾經濟部智慧財産局）における意匠登録を対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は、登録番号、公報発行日、出願人居住国・地域、権利者名、ロカルノ分類（クラスまで）の5項目である。各調査項目の定義は下表の通りである。

図表 0-2-25 集計条件（使用データベース・対象時期・対象分野・件数の定義・抽出の方法）

集計条件	概要
使用データベース	WEBPAT（商用データベース）
対象時期	2015年1月1日～2019年12月31日に意匠公報が発行された意匠とした。
対象分野	ロカルノ分類（第11版）クラス01～32を対象とした。
件数の定義	個々の意匠単位で集計した。
抽出の方法	公報発行日（公告（開）日）をキーに各年発行の意匠登録の登録番号リストをダウンロードし、所定の項目を抽出した。

図表 0-2-26 集計条件（出願人・分類付与）

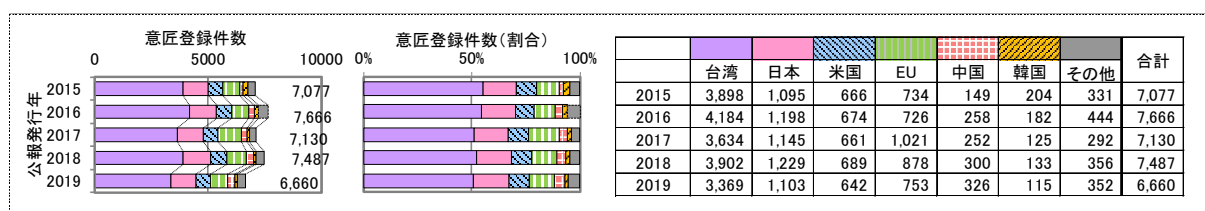
集計条件		概要
出願人	定義	筆頭出願人の名称とした。
	出願人居住国・地域	筆頭出願人の住所又は居所に示された国・地域コードに基づく。
	名称	出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。
分類	ロカルノ分類	公報記載のロカルノ分類を対象とした。

2. 全体調査

(1) 〔出願人居住国・地域別〕意匠登録件数

2019年における台湾への意匠登録件数は6,660件で2018年から微減した。また、2019年の台湾への意匠登録件数は、台湾居住者で3,369件、日本居住者で1,103件、米国居住者で642件、EU居住者で753件、中国居住者で326件、韓国居住者で115件、その他居住者で352件となっている。

図表 0-2-27 〔出願人居住国・地域別〕意匠登録件数（2015～2019年）



(2) 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）・意匠登録件数

台湾における意匠登録上位 20 社の名称・居住国（・地域）・意匠登録件数は、FORD GLOBAL TECHNOLOGIES LCC(米)が最も多くなっている。次いで、L&F PLASTICS,CO.,LTD（台湾）、PSAAUTOMOBILES SA（仏）となっている。

図表 0-2-28 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）・意匠登録件数（2015～2019 年）

順位					出願人名	件数 2019
2015	2016	2017	2018	2019		
-	-	-	-	1	FORD GLOBAL TECHNOLOGIES LLC	169
17	14	15	4	2	L&F PLASTICS, CO., LTD.	96
-	-	-	-	3	PSA AUTOMOBILES SA(仏)	92
1	3	2	1	4	BAYERISCHE MOTOREN WERKE (独)	86
11	12	7	5	5	SMC	63
-	9	17	16	6	パナソニック	43
-	-	-	8	6	クラシエホームプロダクツ	43
-	-	-	-	8	ACER INCORPORATED	42
-	-	-	-	9	DAIMLER AG (独)	40
-	-	1	6	10	RENAULT S.A.S.(仏)	39
-	-	-	-	10	GUANGDONG OPPO MOBILE TELECOMMUNICATIONS CORP., LTD.	39
-	-	9	9	12	三菱電機	37
-	-	-	20	13	3M INNOVATIVE PROPERTIES COMPANY	36
-	-	-	-	13	COMPAL ELECTRONICS, INC.	36
7	1	11	11	15	APPLE INC.	35
-	-	-	-	16	COLGATE-PALMOLIVE COMPANY	32
-	-	-	-	17	HUSQVARNA AB(スウェーデン)	30
6	2	8	10	17	HARRY WINSTON S. A.(スイス)	30
-	-	-	-	19	PHILIP MORRIS PRODUCTS S. A(スイス)	27
-	-	-	15	20	トヨタ自動車	26

第3章 グローバル企業の日米欧中韓の意匠登録動向及び国際登録（意匠）動向

近年、我が国企業の海外事業展開が活発化し、生産拠点や消費市場が拡大する中、産業界においては、各国・地域に応じたグローバルなデザイン保護戦略の重要度が増している。

ここでは、日本を含めてグローバルに事業展開をしながら意匠制度を利用している企業について、その事業展開の動向と照らし合わせながら日米欧中韓における、国・地域別／ロカルノ分類クラス別のミクロ的な意匠登録動向の特徴を分析する。

第1節 調査方法

1. 調査項目

グローバル企業における過去5年間（2015年～2019年、公報発行年）の意匠登録件数等について、「（視点①）グローバル企業の名称・居住国（地域）・事業分野・企業規模」「（視点②）グローバル企業の経営状況の推移」「（視点③）グローバル企業の意匠登録件数（出願先国・地域別）」「（視点④）グローバル企業の意匠登録件数（ロカルノ分類クラス別－出願先国・地域別）」という4つの視点で調査を実施する。

2. 企業選定方法

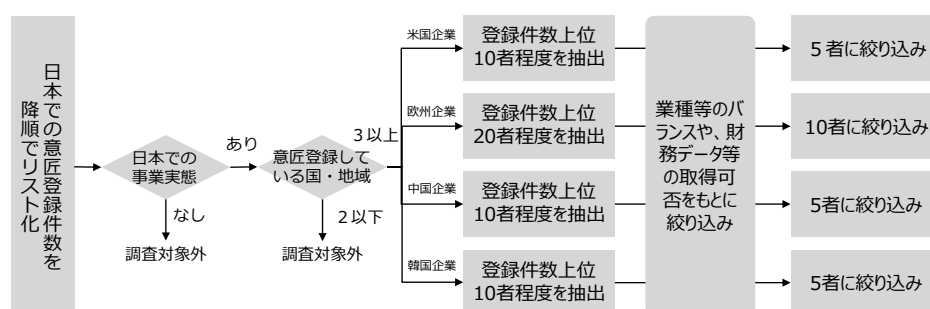
(1) 選定にあたっての全体方針

分析対象企業としては、日本を含めて国際的に事業展開し、積極的に意匠登録を行っていると思われる主要企業（グローバル企業）25社を選定する。具体的には直近（2019年）に日本での意匠登録および事業実態が認められ、かつ3庁以上で意匠登録がある企業を対象と母集団とし、その中で意匠登録件数が比較的多い米国企業5社、欧州企業10社、中国企業5社、韓国企業5社を業種等のバランスを踏まえて選定した。

(2) 企業の選定手順

本調査は、日本を含めてグローバルに事業展開している企業の意匠登録動向を分析することを目的としている。したがって、複数の国・地域において継続的に意匠登録されている企業を選定することが望ましい。また、意匠登録動向を分析するにあたっては、一定数の意匠登録件数が必要となるため、そのような企業の中でも意匠登録件数の多い方を優先して選定する。このような考え方に沿って、今回以下のステップで25社の企業選定を行った。

図表 0-3-1 調査対象企業の選定手順



3. 分析対象企業

前述の手順で抽出された分析対象企業名と意匠登録件数の一覧を以下に示す。

図表 0-3-2 分析対象企業および意匠登録件数推移

#	企業名	居住国	意匠登録						増加率
				2015	2016	2017	2018	2019	
1	Ethicon(エチコン)	米	859	49	61	97	305	347	608.2%
2	Harley-Davidson(ハーレーダビッドソン)	米	102	10	3	21	13	55	450.0%
3	Johnson & Johnson(ジョンソン・エンド・ジョンソン)	米	452	59	76	50	79	188	218.6%
4	PepsiCo(ペプシコ)	米	610	113	169	111	65	152	34.5%
5	The Procter & Gamble(P&G)	米	3,024	636	498	507	806	577	-9.3%
6	Alfred Kärcher(ケルヒャー)	欧	728	195	115	140	128	150	-23.1%
7	Christian Dior(クリスチャン・ディオール)	欧	226	30	41	47	58	50	66.7%
8	Ferrari(フェラーリ)	欧	596	63	55	85	75	318	404.8%
9	FLOS(フロス)	欧	320	53	26	128	49	64	20.8%
10	Hermès International(エルメス)	欧	1,172	146	236	314	303	173	18.5%
11	Koninklijke Philips(フィリップス)	欧	2,772	619	403	454	663	633	2.3%
12	Nestlé(ネスレ)	欧	575	182	95	87	162	49	-73.1%
13	PUMA(プーマ)	欧	299	5	21	25	32	216	4220.0%
14	Siemens AG(シーメンス)	欧	1,052	136	206	240	239	231	69.9%
15	Tetra Laval(テトララバル)	欧	417	12	88	140	42	135	1025.0%
16	BYD(ビーワイディー)	中	851	98	70	148	283	252	157.1%
17	Huawei Technologies(ファーウェイ)	中	1,291	113	238	234	220	486	330.1%
18	Ninebot(ナインボット)	中	224	4	44	43	49	84	2000.0%
19	Xiaomi(シャオミ)	中	1,229	94	105	252	266	512	444.7%
20	ZTE(ゼットティーイー)	中	537	161	132	78	90	76	-52.8%
21	CJ Cheil Jedang(CJ第一製糖)	韓	2,707	520	650	551	460	526	1.2%
22	Kolmar Korea(コルマー)	韓	215	0	19	42	66	88	363.2%
23	LG Electronics(LGエレクトロニクス)	韓	12,549	1,833	3,144	2,440	2,381	2,751	50.1%
24	Samsung Electronics(サムスン電子)	韓	17,718	3,886	4,762	3,117	2,863	3,090	-20.5%
25	Spigen(シュピゲン)	韓	669	0	32	130	254	253	690.6%

注1) 増加率＝（2019年の意匠登録件数－2015年の意匠登録件数）／（2015年の意匠登録件数）

注2) 上記計算に際して、2015年の登録件数が0件の場合は、2016年の件数を用いている。

第4章 各国及び地域におけるデザイン政策と意匠制度

本年度調査においては、調査対象地域を 11 各国・地域に広げて分析を行った。

図表 0-4-1 各国及び地域制度の概況

	日本	米国	欧州	中国	韓国	台湾
組織	特許庁	合衆国特許商標庁 (USPTO)	欧州知的財産庁 (EUIPO)	国家知識産権局 (CNIPA)	韓国知的財産庁(KIPO)	台湾經濟部智慧財産局 (TIPO)
根拠法	意匠法 (昭和 34 年法律第 125 号)	合衆国法典第 35 編 (35 U.S.C) 第 16 章	欧州共同体意匠規則 (Council Regulation (EC) No 6/2002)	専利法	デザイン保護法	専利法
規則・細則	意匠法施行規則	特許規則 (Patent Rules)、特許審査便覧、特許関連注意事項	共同体意匠実施規則 (Council Regulation (EC) No 2245/2002)	専利法実施細則	デザイン保護法施行令、デザイン保護法施行規則	専利法施行規則
審査基準	意匠審査基準	MPEP 審査ガイダンス	Guidelines	専利審査指南	デザイン審査基準	専利審査基準
登録要件	新規性 (需要者) 創作非容易性 (当業者) 工業上利用可能性	新規性 (平均的な観察者) 非自明性 (通常のデザイナー) 装飾性	新規性 (共同体内で事業を営む当業者) 独自性 (情報に通じた使用者)	新規性 (一般消費者) 創作非容易性	新規性 (当該デザイン分野の通常人) 創作非容易性 (2014 年 7 月より厳格化) 工業上利用可能性	新規性 創作非容易性 工業上利用可能性
新規性判断の基礎資料	・国内外公知意匠 ・国内外刊行物記載等	・特許された意匠 ・刊行物記載 ・公然実施等 (地域的な限定はない)	公衆の利用に供された意匠 (地域的な限定はない)	・国内外刊行物 ・国内外公知意匠	・国内外公知デザイン ・国内外公然実施デザイン ・国内外刊行物等	・刊行物等 ・公然実施意匠 ・公知意匠 (地域的な限定はない)
登録要件に係る実体審査の有無	有	有	無	無	有 (一部物品で無)	有
出願単位	一意匠一出願 (2021 年 4 月 1 日より複数意匠一括出願に変更)	多意匠一出願 (単一の創作概念の範囲内に含まれる場合)	多意匠一出願 (ロカルノ分類が同一の場合)	多意匠一出願 (類似する意匠を 10 まで)	多意匠一出願 (2014 年 7 月以降、同一ロカルノ分類のデザインを 100 まで)	一意匠一出願
関連意匠制度	有	無 (単一の創作概念の範囲内に含まれれば、実施例として、一出願に含めることは可能)	無 (多意匠一出願は可能)	無 (10 以内であれば、類似する意匠を一出願に含めることが可能)	有 (2014 年 7 月より、類似意匠制度から変更)	有 (2013 年より、連合意匠制度から変更)
部分意匠制度	有	有 (disclaim による)	有 (物品性を要求しないため)	有	有	有
秘密意匠制度	有	無	有	無	有	有
意匠権の存続期間及び起算点	出願日から 25 年	登録日から 15 年間 (2013 年 12 月より前は 14 年)	出願日から 5 年、以後 5 年毎に 4 回まで更新可能で最長 25 年	出願日から 10 年 (2021 年 6 月より、15 年)	登録日から 20 年 (2014 年 7 月より前は 15 年)	出願日から 15 年

	英国	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	スイス
組織	イギリス特許庁 (UKIPO)	フランス産業財産庁 (INPI)	ドイツ特許商標庁 (DPMA)	イタリア特許商標局 (UIBM)	ベネルクス知的財産庁 (BOIP)	連邦知的財産庁 (IGE)
根拠法	著作権、意匠及び特許法	知的財産法	意匠法	実用新案意匠法	ベネルクス知的財産条約	意匠法
規則・細則	意匠規則	知的財産規則	意匠規則	実用新案意匠規則	知的財産法施行規則	意匠規則
審査基準	意匠規則	知的財産規則	意匠規則	実用新案意匠規則	知的財産法施行規則	意匠規則
登録要件	新規性 独自性	新規性 独自性	新規性（業界内） 独自性	新規性 独自性	新規性 独自性	新規性（専門家） 独創性（専門家）
新規性判断の基礎資料	公衆の利用に供された意匠（地域的な限定はない）	公衆の利用に供された意匠（地域的な限定はない）	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	内外国公知、内外国刊行物	EC 域内公知、EC 域内刊行物	内外国公知公用・内外国刊行物
登録要件に係る実体審査の有無	無	無	無	無	無	無
出願単位	多意匠一出願	多意匠一出願	多意匠一出願	多意匠一出願	多意匠一出願（計 50 まで単一の出願に含むことが可能）	多意匠一出願
関連意匠制度	有	無	有	無	有（単一のベネルクス出願に 50 件まで含むことが可能）	無
部分意匠制度	有	有	有	有	有	有
秘密意匠制度	有	有	有	有（出願人は、出願日又は優先日から 30 月を越えない範囲内で、出願の公開の繰延べを請求することができる。）	有（出願人の請求により出願日又は優先日から 12 月以内の間、公告を繰延べる）	有（出願公開制度はないが、意匠の登録後、又は公開繰延べが請求されている場合には繰延べ期間終了後に公開される。（繰延べ期間は出願日から最長 30 ヶ月））
意匠権の存続期間及び起算点	出願日から 5 年、以後 5 年毎に 4 回まで更新可能で最長 25 年	出願日から 5 年、以後 5 年毎に 4 回まで更新可能で最長 25 年	出願日から 5 年、以後 5 年毎に 4 回まで更新可能で最長 25 年	出願日から 5 年、以後 5 年毎に 4 回まで更新可能で最長 25 年	出願日から 5 年、以後 5 年毎に 4 回まで更新可能で最長 25 年	出願日から 5 年、以後 5 年毎に 4 回まで更新可能で最長 25 年

	ノルウェー	スウェーデン	デンマーク	フィンランド
組織	ノルウェー特許庁 (NIPO)	スウェーデン特許登録庁 (PRV)	デンマーク特許商標庁 (DPTO)	フィンランド特許登録庁 (PRH)
根拠法	意匠法	意匠法	意匠法	意匠法
規則・細則	意匠規則	意匠規則	意匠規則	意匠規則
審査基準	意匠規則	意匠規則	意匠規則	意匠規則
登録要件	新規性 独自性	新規性 独自性	新規性 独自性 複合製品の中に 組み入れられた 際、通常の使用時 に目視できる視 認性	新規性 独自性
新規性判断の 基礎資料	域内公知、域内刊 行物	内外国公知、内外 国刊行物	内外国公知、内外 国刊行物	EC 域内公知、EC 域内刊行物
登録要件に係 る実体審査の 有無	有	有	無（ただし、出願 人の請求があれば、行われる）	有
出願単位	多意匠一出願	多意匠一出願	多意匠一出願	多意匠一出願
関連意匠制度	無	無	有	有
部分意匠制度	有	有	有	有
秘密意匠制度	有	有	有	有
意匠権の存続 期間及び起算 点	出願日から 5 年、 以後 5 年毎に 4 回 まで更新可能で 最長 25 年	出願日から 5 年、 以後 5 年毎に 4 回 まで更新可能で 最長 25 年	出願日から 5 年、 以後 5 年毎に 4 回 まで更新可能で 最長 25 年	出願日から 5 年、 以後 5 年毎に 4 回 まで更新可能で 最長 25 年

第5章 デザインの投資効果

第1節 時系列データを用いた各国の傾向分析

1. 分析の背景・目的

意匠マクロ調査は、2005 年より調査を開始しており、本年度で 15 年を迎える。例年 5 年程度の調査期間を対象に整理・分析を進めているが、本調査では過去 15 年の時系列の意匠登録件数のデータと国際機関等が公表しているマクロ経済指標等を用いることで、各国の意匠登録件数の傾向を把握する。

また、日本では「特許法等の一部を改正する法律案」が 2019 年 5 月 10 日に可決・成立し、同年 5 月 17 日に法律第 3 号として公布された。2020 年 4 月に意匠法が改正され、画像・建築物・内装のデザインについても登録可能となるなど大幅改正される（一部制度は 2021 年 4 月 1 日より施行）。そこで、時系列データを用いることで各国の制度改正の影響についても把握したい。

2. 仮説及び分析の手順

本年度調査では、「意匠登録件数はマクロ経済指標等と相関関係にあるが、意匠制度の権利範囲の拡大等は、通常の経済動向の影響以上に意匠登録件数が増加する」ことを仮説とし、これを踏まえて 2 段階のステップで分析をおこなう。

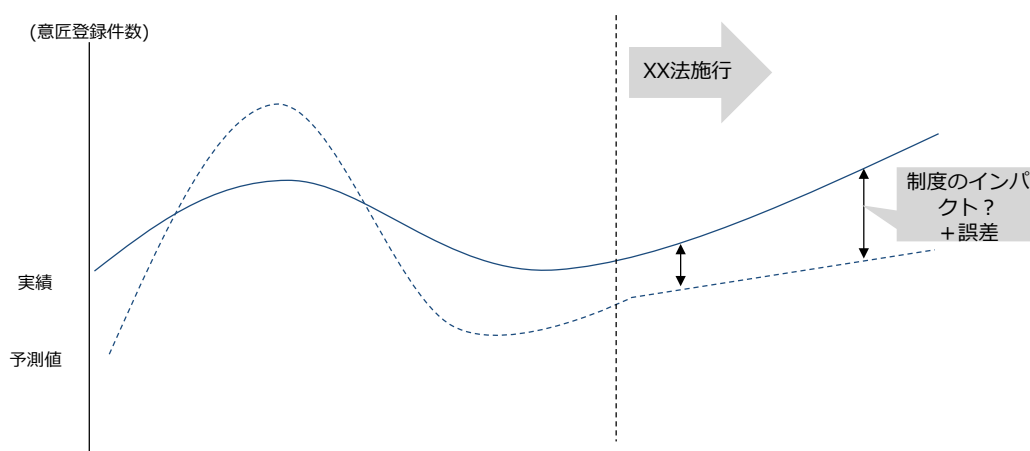
まず、各国における意匠登録件数と相関関係が高いマクロ経済指標等を抽出し、そのうえで制度的なインパクトを定性的に検討する。

図表 0-5-1 分析の手順

- | |
|--------------------------------|
| ①時系列データから各国のマクロ経済指標との相関関係を把握する |
| ②①を参考にしつつ、制度的なインパクトを検討する |

②について補足すると、①で求められたマクロ経済指標等により予測値を作成し、これを補助線にして、制度のインパクトを定性的に検討するものである。

図表 0-5-2 制度的なインパクトの検討イメージ

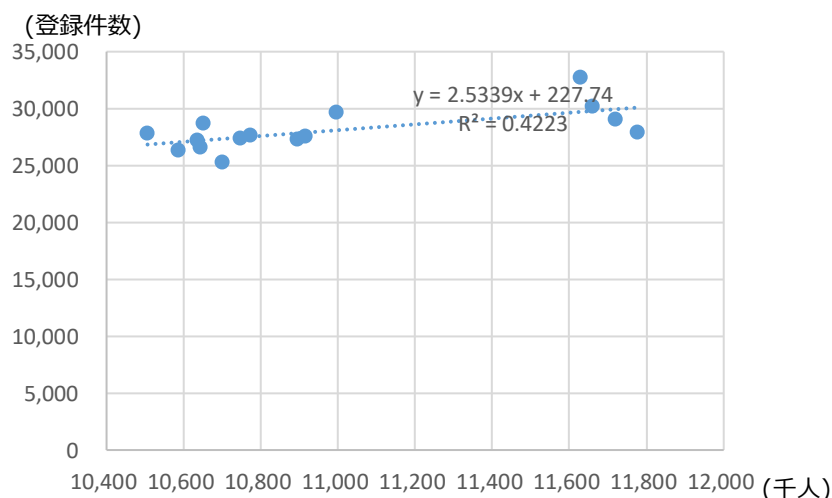


3. 用語等

本年度の分析では、回帰分析を用いて分析を行った。回帰とは、被説明変数(y)について説明変数(x)を使った式で表現することを指す。この関係性を示した式を「回帰式」といい、回帰式を算出することを「回帰分析」という。回帰式はもっとも誤差(u)が小さくなる式により求められ、最小二乗法と呼ばれる方法で算出している。

たとえば、日本の 2005~2019 年のデータを対象に、各年の意匠登録件数を y、製造業就業者人口を x としたときには、 y (意匠登録件数) $= 2.5339x$ (製造業就業者人口) $+ 227.74$ (切片) であらわすことができる。

図表 0-5-3 回帰式の例 (意匠登録件数 : y、製造業就業者人口 : x)



回帰分析では様々な統計量をあらわす用語があるが、本稿では回帰式及び R^2 と p 値を主にあつかう。

図表 0-5-4 用語

用語	概説
R^2 (寄与率)	回帰式がどのくらい被説明変数を説明できるのかを表す値。0~1 の値をとる。
p 値	帰無仮説 (係数が 0 である) が正しいと仮定した場合に、その値となる確率を指す。P 値が小さいほど、その値になることはなく、帰無仮説を棄却できる。一般的には P 値が 5%や 1%以下 (それぞれ**や*と表す) を棄却することが多い。
(参考) 相関係数	XとYの間の相関関係を表し、-1~1 であらわす。
(参考) t 値	帰無仮説 (係数が 0 である) が正しいと仮定した場合に、統計量が t 分布に従うとした場合の統計量である。分布はサンプルサイズとばらつきの両方を踏まえたものとなる。

このほか、留意点としては、EUIPO についてはハーグ経由の意匠登録件数を除いて算出しており、合計値は第2部の値と異なる。また、2005 年の韓国・中国においてはロカルノ

分類が付与されているもののみを集計対象とした。

4. 変数の設定

回帰分析における被説明変数は 2005～2019 年の意匠登録件数を用いた。また、説明変数については、以下の①～⑦のデータを用いた。変数の設定にあたっては、①国内消費市場の拡大/縮小、②～④は生産規模の拡大/縮小、⑤～⑥は国内の付加価値の拡大/縮小、⑦は過年度からの影響を想定して設定した。

図表 0-5-5 利用したマクロ経済指標等⁹

①人口（千人）
②労働力人口（千人） ¹⁰
③就業者人口（千人）
④製造業就業者人口（千人）
⑤GDP（百万 \$）
⑥製造業の GDP（百万 \$）
⑦前年度の意匠登録件数（件数）

5. 調査対象の制度

対象となる制度は、意匠権の出願人に影響がある WIPO Lex 及び過年度調査、各種公表資料で紹介されている改正動向について、意匠登録件数のグラフに加筆した。

図表 0-5-6 対象とした制度一覧

	日本	米国	EU	中国	韓国
2005	知的財産高等裁判所施行[2004 成立、2005.4.1 施行]				
2006	「意匠法等の一部を改正する法律」により新規性喪失の例外適用手続き見直し[2006 成立、2006.9.1 施行]				
2007	「意匠法等の一部を改正する法律」により輸出の定義規定の追加等[2006 成立、2007.1.1 施行]、画面デザインの保護の拡充、意匠権の保護期間が 15 年から 20 年				

⁹ データの出典は、①、⑤～⑥：UN、②～④：ILO のデータを用いた。被説明変数および⑦は特許庁データ及び Orbit Design のデータを使用した。①～⑥は 2005～2019 年の 15 時点、⑦は 2006～2019 年の 14 時点を対象。

¹⁰ 労働力人口とは、労働の意思と労働可能な能力をもった 15 歳以上のこと。就業者＋完全失業者の合計。

	日本	米国	EU	中国	韓国
	に延長など[2006 成立、最も遅いもの は2007.4.1 施 行]				
2008			ハーグ協定 [2007.9 批准、 2008.1.1 発効] Fast-Track 制度 開始[2008.9.23 施行]		無審査登録制度の 拡大（加工食品及 び嗜好品、画像） [2008.1.1 施行]
2009	「特許法等の一部 を改正する法律」に より、不服審判請 求期間の延長と手 数料の銀行口座か らの納付の導入 [2008.4 成立、 2009.1.1 施行]			専利法改正（意匠 権行使範囲の見直 し、創作非容易性 および類似意匠制 度導入） [2009.10.1 施 行]	
2010				中国専利法実施細 則及び審査指南の 施行[2010.6.28 開始]（創作非容 易性が導入）	デザイン保護法施 行規則が改正。立 体図面の提出の許 容、図面提出方法 の自由化、無審査 品目の拡大（装飾 品、履物、書画用 品、事務用品）、 存続期間の延長 [2010.1.1 施行]
2011					無審査品目の拡大 （身の回り品、かば ん、衣服、家庭用 健康衛生用品、慶 弔用品、室内用小 型整理用具、広告 用具、電子計算 機）[2011.1.1 施行]
2012	「特許法等の一部 を改正する法律」に より意匠登録料金 の引き下げ[2011 成立、2012.4.1]				

	日本	米国	EU	中国	韓国
2013		グレースピリオドを有する先願主義に移行[2013 年] 保護期間が 14→15 年に延長 [2012 成立、2013.12.18 施行]		専利審査指南改正により先行意匠を検索により確認 [2013.10.15 開始]	
2014		意匠特許登録出願手数料の値下げ (2014.1~)	(2007 年 12 月のスベアパーツを保護対象外とする法案があったが 2014.5.31 廃案)	専利審査指南改正により GUI の保護が開始[2014.5 開始] 知的財産法院の設置[2014.11.3 施行]	韓国意匠法全面改正（創作性要件の強化、関連意匠制度導入、無審査品目を 18 分類→3 分類に縮小し名称を一部審査登録制度に変更） [2014.7.1.施行] ハーグ協定経由での国際出願制度開始[2014.7 発効]
2015	「特許法等の一部を改正する法律」によりハーグ協定経由での国際意匠登録制度[2014 成立、2015.5.13 発効]	「特許法等の一部を改正する法律」によりハーグ協定経由での国際意匠登録制度[2012 成立、2015.5.13 発効]		「最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」により権利者保護を拡充（損害賠償額の認定方法の変更等） [2015.2.1 施行]	意匠審査基準の改訂（図面要件の緩和など） [2015.10.1]
2016			OHIM より EUIPO に改称 [2016.3.23]	「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」（意匠の類否を判断する場合の認定方法、組み物・部品・変化する意匠の保護範囲等）[2016.4.1 施行]	意匠審査基準の改訂（画面デザインの特有の事情の反映）[2016.1.1] 個人の出願費用減免制度[2016.7 開始]

	日本	米国	EU	中国	韓国
2017				北京市高級裁判所 《特許権侵害判定 指南》修訂（意匠 権の保護範囲の確 定等） [2017.4.27 公 表]	意匠審査基準の改 訂（創作非容易性 要件の判断における 運用変更など） [2017.1.1]
2018	新規性喪失の例外 の適用期間の延長 [2018.6.9 施行]			SIPO より CNIPA に改称 [2018.8.28 開 始]	部分デザインにおけ る一体性認定の範 囲拡大など [2018.1.1 施行]
2019				専利審査指南改正 により優先審査の明 確化と希望者に遅 延審査の審査 [2019.11.1 施 行]	デザインの表現様式 の一部要件緩和や フォント・食品の特 殊なデザインの審査 基準の新設 [2019.1.1 施行] 国選代理人制度の 導入[2019.7.9] 新規性喪失の例外 の証明書類などの 変更[2019.10.1]
2020～	優先権書類の特許 庁間における電子 的交換[2018 成 立、2020.1.1 施 行] 令和元年意匠法 改正（保護対象の 拡充、関連意匠制 度の拡充） [2020.4.1 施行] 一部施行開始 （複数意匠一括 出願の導入等） 2021.4.1 施行]			中国第 4 次改正 専利法(部分外観 設計[日本の意匠 法に相当]、意匠特 許の保護期間延 長) [2021.6.1 施行]	意匠権の損害額の 計算方法の変更 [2021.6.22] アクセスコードなど の修正[2020.9.1]

6. 分析結果（①時系列データから各国のマクロ経済指標との相関関係を把握する）

下表では日米欧中韓における当該期間の意匠登録件数との相関関係をみるために、回帰式と説明変数の p 値、モデル自体の当てはまりを整理した。

日本では、④製造業就業者人口、⑦前年度の意匠登録件数のみに相関がある。日本では、④製造業就業者人口、⑦前年度の意匠登録件数のみに相関がある。他国では、人口や労働力人口などに相関があり、GDP とも相関がみられ、韓国ではいずれの変数でも相関がみられる。

この傾向は日本・韓国の場合、他国より自己実施の傾向が強いこと、欧米においては海外からの出願が多いことが要因になっていると推察される。

図表 0-5-7 マクロ経済指標等と意匠登録件数の相関関係¹¹

	日本			米国		
	回帰式	p値	R ²	回帰式	p値	R ²
①人口（千人）	$y=1.1104x-114175.4$		0.115	$y=0.4016x-101334$	**	0.672
②労働力人口（千人）	$y=-0.1092x+35417.2$		0.002	$y=1.0918x-149228.1$	**	0.837
③就業者人口（千人）	$y=-0.2956x+47183.2$		0.004	$y=0.7523x-87932$	**	0.777
④製造業就業者人口（千人）	$y=2.5339x+227.7$	**	0.421	$y=0.1373x+22148.6$		0.000
⑤GDP（百万\$）	$y=-0.0007x+31815.3$		0.047	$y=0.0018x-6048.8$	**	0.778
⑥製造業のGDP（百万\$）	$y=-0.0028x+31009.2$		0.021	$y=0.0218x-18450.3$	**	0.733
⑦前年度の意匠登録件数（件数）	$y=0.3994x+16516.9$	*	0.298	$y=0.7685x+7051$	**	0.651

	EU			中国		
	回帰式	p値	R ²	回帰式	p値	R ²
①人口（千人）	$y=0.7931x-315282$	**	0.622	$y=4.6422x-6082244.1$	**	0.888
②労働力人口（千人）	$y=1.4666x-273603$	**	0.697	$y=16.6393x-12931330.8$	**	0.857
③就業者人口（千人）	$y=1.526x-256142$	**	0.778	$y=17.4969x-12985472.2$	**	0.847
④製造業就業者人口（千人）	$y=-2.113x+156910$		0.049	$y=4.0728x-326143.1$		0.052
⑤GDP（百万\$）	$y=0.005x-5100.9$	*	0.175	$y=0.0388x+22004.6$	**	0.896
⑥製造業のGDP（百万\$）	$y=0.0362x-7251.3$	*	0.158	$y=0.1429x-11996.9$	**	0.918
⑦前年度の意匠登録件数（件数）	$y=1.0051x-3066.3$	**	0.924	$y=0.891x+69508.6$	**	0.854

	韓国		
	回帰式	p値	R ²
①人口（千人）	$y=8.6459x-388828.4$	**	0.819
②労働力人口（千人）	$y=5.7364x-106808$	**	0.818
③就業者人口（千人）	$y=6.1451x-111884.2$	**	0.838
④製造業就業者人口（千人）	$y=24.7556x-64109.6$	**	0.581
⑤GDP（百万\$）	$y=0.0297x+4970.4$	**	0.798
⑥製造業のGDP（百万\$）	$y=0.1058x+7084.2$	**	0.786
⑦前年度の意匠登録件数（件数）	$y=0.8143x+9458.3$	**	0.646

¹¹ データの出典は、①、⑤～⑥：UN、②～④：ILO のデータを用いた。被説明変数および⑦は特許庁データ及び Orbit Design のデータを使用した。①～⑥は 2005～2019 年の 15 時点、⑦は 2006～2019 年の 14 時点を対象。

7. ②①を参考にしつつ、制度的なインパクトを検討する

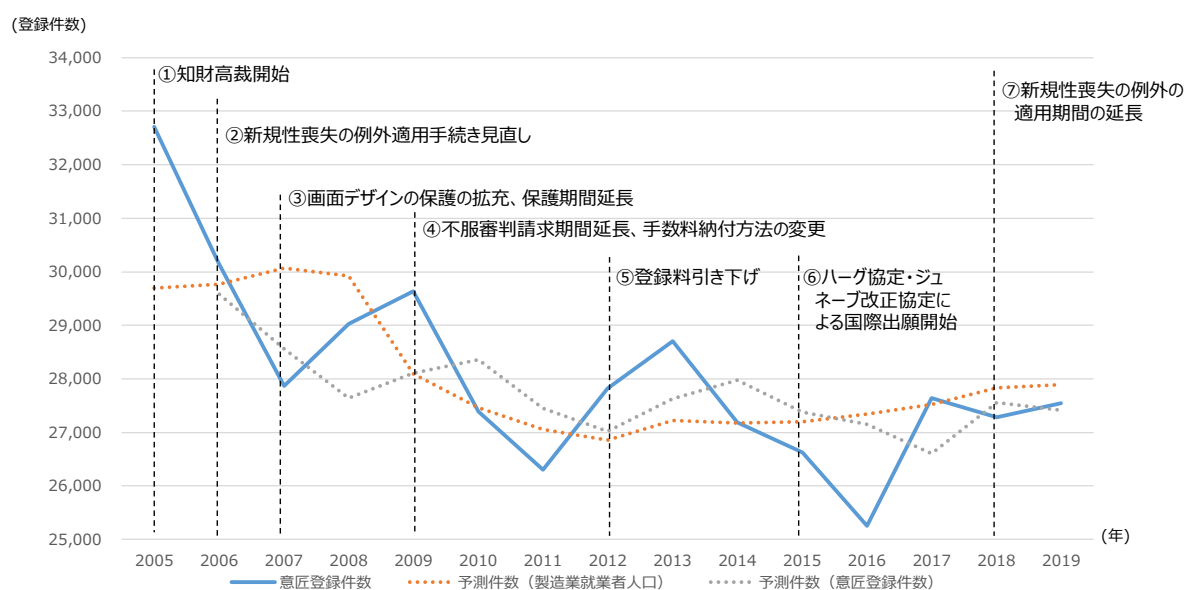
前述の制度を対象として制度的なインパクトを検証した。この際には、①で算出した比較の当てはまりがよい回帰式を用いて予測値を算出し、予測値と実績を見比べて、その差分を制度的なインパクトとみなして影響可能性を検討する。予測値の算出にあたっては、日本は製造業就業者数、前年度の意匠登録件数、米欧中韓は労働者人口と前年度の意匠登録件数を用いた。

(1) 日本

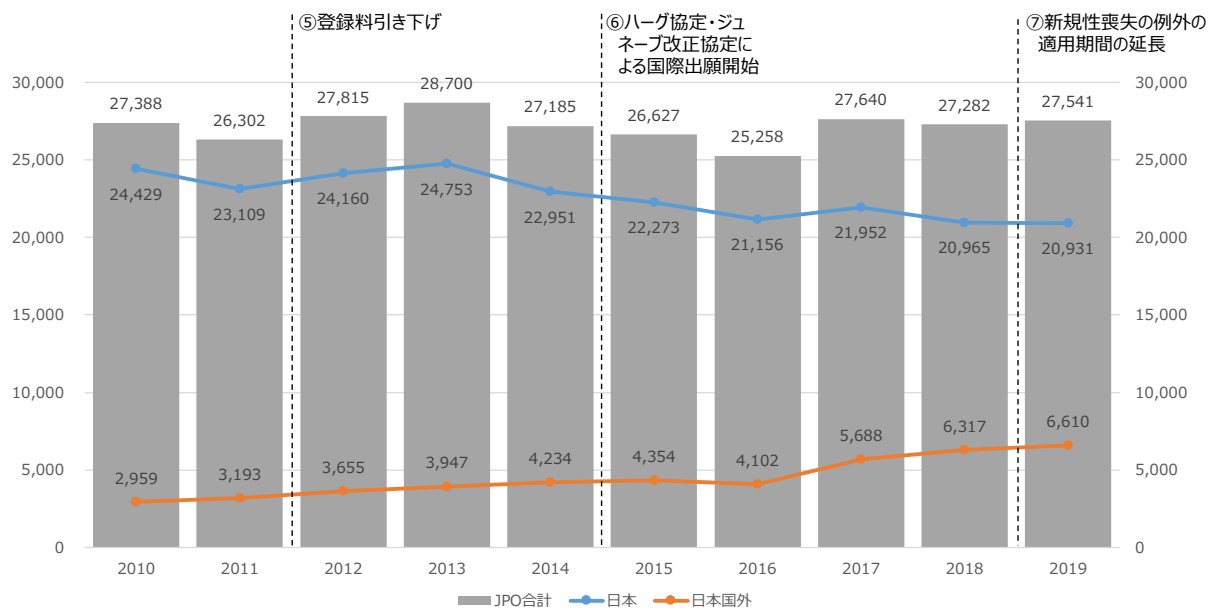
日本（JPO）への出願においては、③画面デザインの保護の拡充、保護期間延長、④審査請求期間延長、手数料納付方法の変更、⑤登録料引き下げなどにおいて、一定のインパクトがあったと推察される。加えて、⑥のハーグ協定のジュネーブ改訂協定においては、2017年頃から効果がみられた。10年前にさかのぼると、JPOへの意匠登録件数の約10%程度であったが、現在では25%程度まで増加しており、日本国外からの意匠登録件数は2,959件→6,610件まで増加している。

他方で2009年以降の数年の間は、リーマンショック等による影響がみられ、一定程度の減少がみられる。

図表 0-5-8 日本における制度改正と意匠登録件数



図表 0-5-9 (参考) 日本における国内外別にみた意匠登録件数 (2010~2019 年)

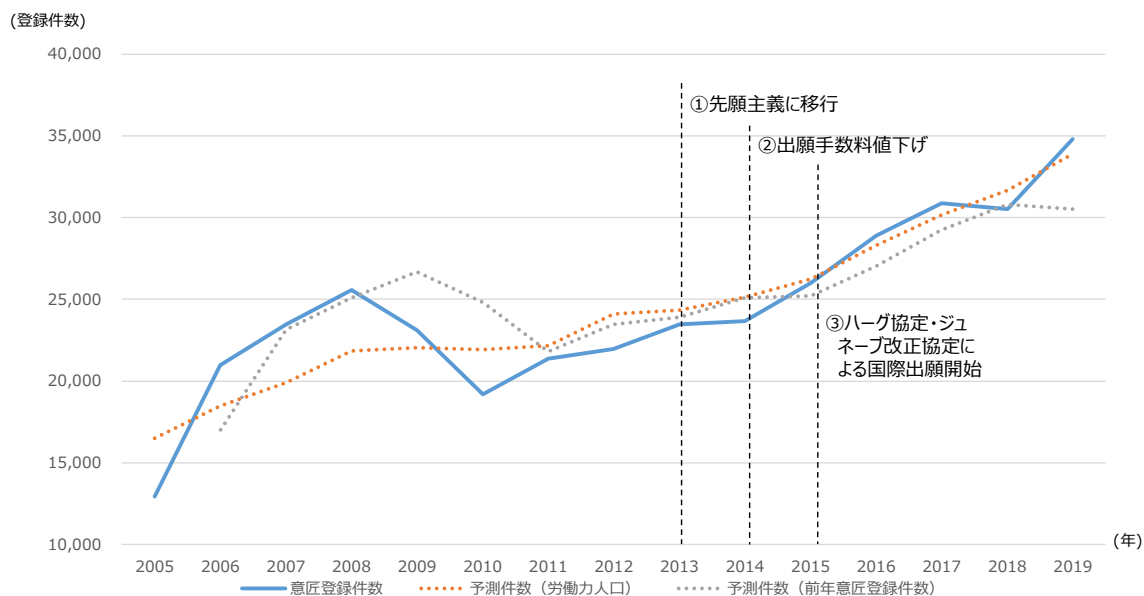


注釈) 過去の意匠マクロ調査を基に算出した。

(2) 米国

米国 (USPTO) は日中韓に比べてあまり制度改革はみられないが、2013~2015 年の間に①先願主義に移行、②出願手数料値下げ、③ハーグ協定のジュネーブ改正協定などに制度改革が集中している。また、2015 年よりアップル vs サムスンの意匠権をめぐる訴訟において意匠権が含まれていたことも影響があったとみられ、単一の影響をみていくことは難しいが、2010 年以降、意匠登録件数は増加傾向が続いている。

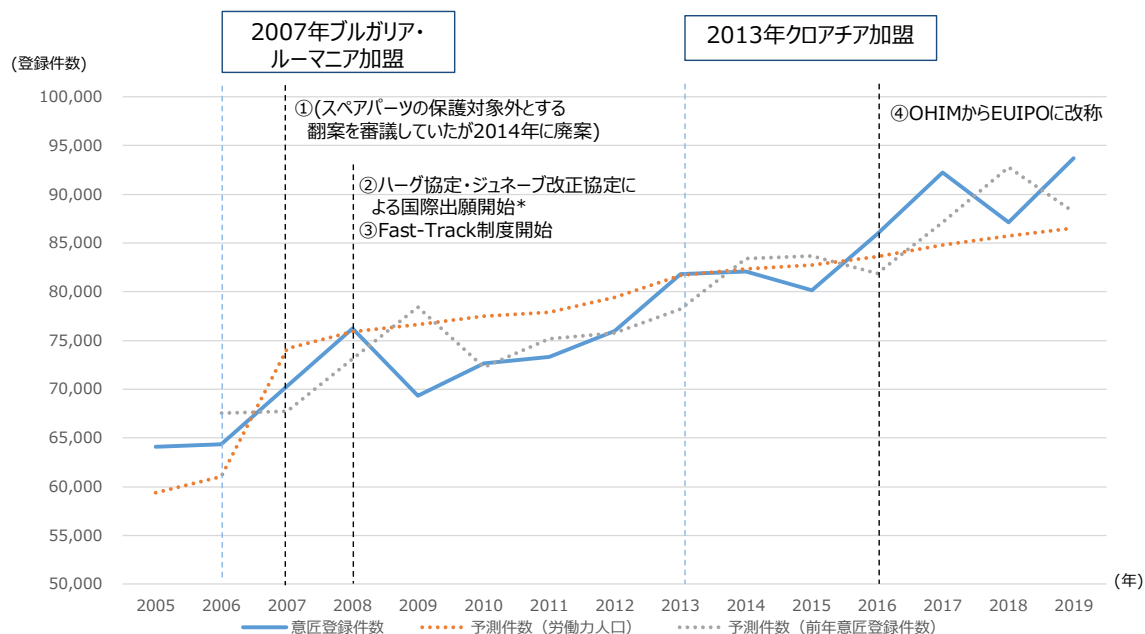
図表 0-5-10 米国における制度改革と意匠登録件数



(3) 欧州 (EUIPO)

欧州 (EUIPO) における出願者に影響を与えそうな制度は、2008 年の②ハーグ協定・ジュネーブ改正協定及び③Fast-Track 制度が挙げられ、制度導入の当該年は前年意匠登録件数による予測値より高い値となり、労働力人口による予測値とほぼ同規模となった。

図表 0-5-11 欧州における制度改正と意匠登録件数



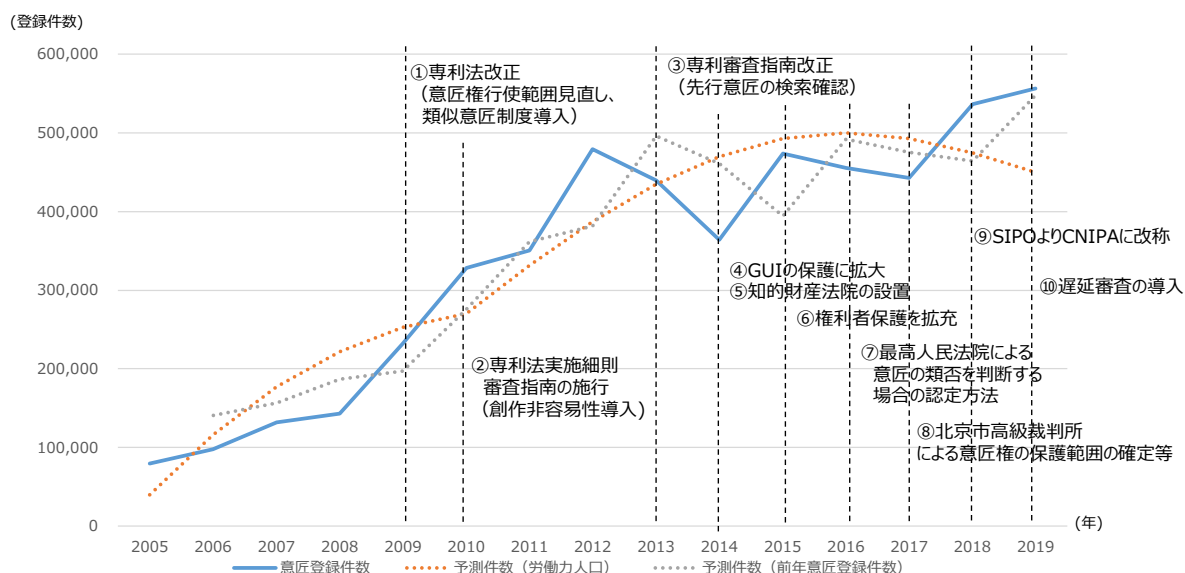
注釈) EUIPO についてはハーグ協定のジュネーブ改正協定経由の意匠登録件数を除いて算出

(4) 中国 (CNIPA)

中国 (CNIPA) においては、過去 15 年で他国に比べて大幅に増加している。2009 年①専利法改正、2010 年②専利法実施細則などの要件が厳格化にもかかわらず減少しなかったが、2013 年に③専利審査指南改正により先行意匠の検索確認が開始された翌年には減少傾向となっている。

その後、④GUI の保護に拡大などで翌年の登録件数を伸ばした後に、2015 年以降減少傾向となっている。本調査では主に制度改正を扱っているため図中には記載していないが、2015 年 1 月に国務院が発表した「国家知識産権の実施強化に関する行動計画」をみると、量から質への転換がはかるとしている。この結果が減少に寄与したと思われる。ただし、累次に意匠関連施策が進められ、2018 年以降は再度増加傾向となっている。

図表 0-5-12 中国における制度改正と意匠登録件数

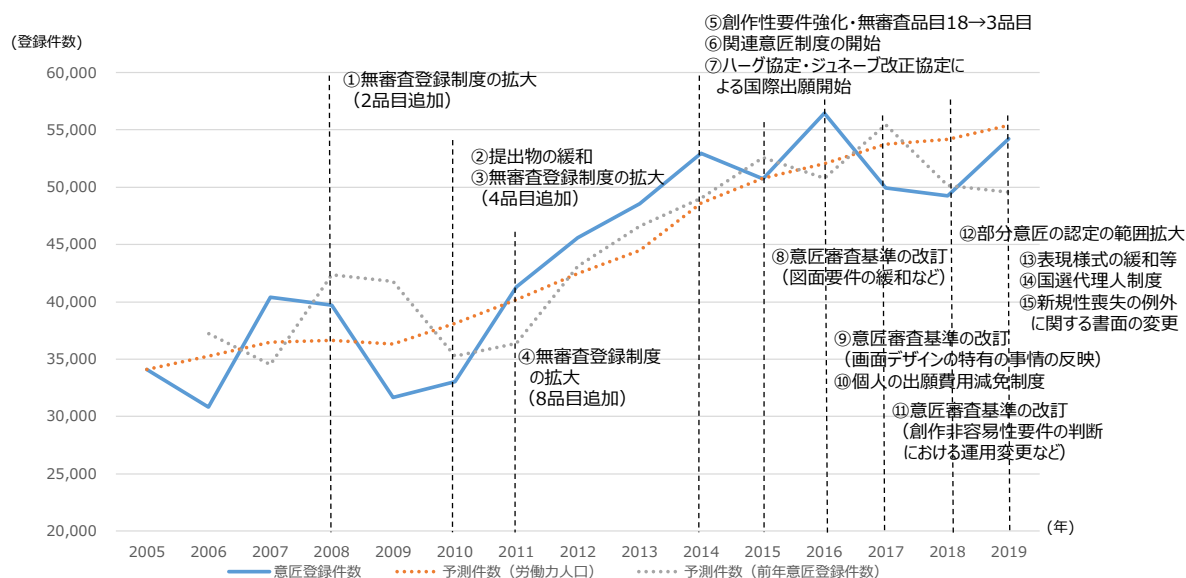


(5) 韓国 (KIPO)

韓国では、2008 年のリーマンショック後に一度減少しているが、無審査登録制度の拡大により増加傾向が続いている。ただし、⑤創作要件強化・無審査品目 18→3 品目などの翌年は減少になっており、累次の改訂がされているが、2016 年以降は一度減少し、2019 年に再度増加している。

なお、韓国デザイン振興院は、2018 年に 2020 年に 100 のデザイン企業を育成するために 40 億円投じると発表しており、その影響も考えられる。

図表 0-5-13 韓国における制度改正と意匠登録件数



8. 本年度調査のまとめと課題・展望

時系列のデータを用いることで、マクロデータとの関係性を把握でき、これらを用いた推定式により制度の影響をみていく上での補助線となった。いずれの国においても、保護範囲の拡大や料金の引き下げは意匠登録の拡大につながっていると思われる。他方で、中国や韓国にみられたように、審査の厳格化等は意匠登録件数の縮小に一定程度的影響がみられている。

この分析手法の課題としては、特に日本においては回帰式のあてはまりが良いとはいえず、モデルの精緻化が求められる。他方で、15 時点のデータではサンプルサイズが少なく、現状のデータに対して多数の説明変数を用いることは望ましくない。そこで、日本など特定国に着目して、さらなる時系列データの収集、月次・四半期別に集計して制度後の影響を詳細にすることが考えられる。そのうえで、新しい分析モデルの検討を行うことも考えられる。たとえば、過去の出願データを配慮した ARMA モデル¹²、確率的な統計を用いることで観測できない状態を分析の構造に組み込む「状態空間モデル」などが挙げられる。

加えて、本年度は過去の意匠出願動向調査・マクロ調査より引用していることもあり、すでに集計されたデータを対象に分析を行った。しかし、意匠登録のローデータから再集計することによって、現状の意匠発行日ベースではなく、出願日ベースに集計しなおすことができ、制度変更を認識してから出願するまでの間の動きを踏まえた分析を行うことも考えられる。また、意匠登録のローデータを用いることは、居住国ベースに集計しなおすことで、各種統計データや制度改正と照らし合わせて詳細な分析を行うことも期待できる。

¹² ARMA モデルとは、過去の AR モデル（Autoregressive：自己回帰）と MA(Moving Average：移動平均)の両方を考慮したモデルによる分析手法である。AR モデルは n 期前からの値を用いて分析する場合には、横軸に n 期前の値、縦軸に現在の値をとった際に、回帰分析を行い、そこで導かれた値をもとに将来予測を行うものである。続いて、MA モデルは AR で抽出できなかったノイズ（ホワイトノイズという）について、 n 期前の値まで平均値としてとり、それに平均値を加えた値を繰り返して、将来予測を行うものである。これらの2つを組み合わせた分析が ARMA モデルという。このモデルを用いることで、平均値の予測のほか、将来のちらばりを踏まえた上限値・下限値の分析も可能となる。

第2節 意匠出願戦略やデザイン戦略の策定に資する基礎的な情報

第5部第2章では総合的な分析として、第2～3部の情報を基に各国及び地域の意匠登録のトレンドを整理するとともに、第4部の情報などを基にグローバル意匠出願戦略の策定に関する基礎的な情報を整理した。

1. 日本

(1) 意匠登録のトレンド

JPOでの意匠登録は2015年→2019年にかけて26,627件→27,541件に増加しており、日本からのハーグ協定ジュネーブ改正協定による意匠登録件数は2015年→2019年で72件→1,263件と増加傾向となっている。

ロカルノ分類別にみると、クラス18(印刷用機器)、クラス24(医療用及び実験用器具)、クラス16(写真用、映画用光学用の機器)などの意匠登録が他国に比べて多い。

(2) 出願上のポイント

日本の意匠制度は意匠法を根拠としており、意匠の登録にあたっては審査官により実体審査が行われている。保護期間は出願から最長25年となっており更新はできない。欧州(出願日から最長25年間)とほぼ同等となり、米国(登録日から最長15年間)より長い。また、グレースピリオドの期間は2018年5月より、半年から1年に延長となった¹³。部分意匠、画像意匠、秘密意匠、関連意匠などの各種意匠登録制度があり、2015年5月13日に、ハーグ協定ジュネーブ改正協定が発効し、意匠の国際出願が可能となった。

加えて、2019年2月に産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会により報告書が示され¹⁴、「特許法等の一部を改正する法律案」が2019年5月10日に可決・成立し、同年5月17日に法律第3号として公布された。2020年4月に意匠法が改正され、2021年4月にも一部制度が改正される予定である。以前は意匠法の保護対象は「物品」に限られていたが、2020年4月1日より画像・建築物・内装のデザインについても登録できるようになった。さらに、関連意匠制度が拡充され、以前が本意匠の出願から8か月程度であったところ10年を経過する日より前までと変更された。また、複数意匠一括出願、物品区分の扱いの見直し、手続救済既定の拡充については、2021年4月1日より施行される。

2. 米国

(1) 意匠登録のトレンド

USPTOでの意匠登録は2015年→2019年にかけて26,000件→34,813件に増加している。ロカルノ分類別にみると、クラス29(火災・事故防止用具等)、クラス22(釣り害獣

¹³ 意匠の新規性喪失の例外期間が6か月から1年に延長されます 2018年5月30日
<http://www.jpo.go.jp/system/design/shutugan/tetuzuki/ishou-reigai-tetsuduki/ishou_reigai_encho.html>(2019/03/05 アクセス)

¹⁴ 産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについてー産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会ー
<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/isyous_seido_190215_minaoshi.html>(2020/02/24 アクセス)

駆除物品等）なども上位にみられる。

2015 年におけるアップル vs サムスン訴訟においては、訴訟の一部に意匠権が含まれており、同国における意匠件数の増加に寄与したと推察される。

(2) 出願上のポイント

米国は先願主義に 2013 年から移行したが、それまでの出願については先発明（創作）主義が採用されているため一部手続きが異なる。また、グレースピリオドの期間は 1 年とされている。

保護期間は 15 年であり更新はできない。欧州及び日本（登録から最長 25 年間）と比較すると短いため、知的財産管理の点で留意すべきである。

ほかにも、米国では情報開示陳述書により、出願人の知る登録の可否に影響を及ぼす可能性のある情報を開示する必要がある、これを怠ると権利行使に制限が生じるため留意すべきである。

また、米国では、2015 年 5 月 13 日に、ハーグ協定ジュネーブ改正協定が発効し、意匠の国際出願が可能となった。2018 年 10 月 29 日に公表された改定案に基づき、2019 年 3 月 15 日から AIA 特許レビュー手続きにおける試行プログラム (MTA プログラム) が開始された。しかし、AIA 特許レビューの改訂に関するパブリックコメントを受けて、USPTO は 2019 年 4 月 22 日に特許再発行手続き及び再審査手続を利用したクレーム訂正手続きの運用については、従来の運用と変わらないとした¹⁵。

3. EU(EUIPO)

(1) 意匠登録のトレンド

EUIPO での意匠登録は 2015 年→2019 年にかけて 91,401 件→108,405 件と増加傾向にある。ロカルノ分類別にみると、クラス 01 (食料品)、クラス 02 (衣料品及び裁縫用小物)、クラス 32 (グラフィックシンボル等) において登録件数が多い。EU は衣料品などに強みがあるなど、産業構造に依るところも多い可能性があるものの、日本とは異なり新規性などの要件を審査せずに登録に至るため、登録までの期間が短く、クラス 02 などの製品のライフサイクルが比較的短いものも多く登録される傾向がある。

(2) 出願上のポイント

EUIPO は新規性などの要件を審査せずに登録に至るため、新規性などの要件を審査する国・地域（日本、米国、韓国（一部を除く）等）と比較すると、権利が相対的に不安定になることが懸念される。また、保護の対象となるデザインは、「製品 (product)」概念を導入しているため、「物品 (article)」と異なり、有体物であることを前提としない概念である。そのため、ロゴマークやアイコン、タイプフェイスといった無体物の外観も意匠権

¹⁵ JETRO「USPTO、AIA 特許レビュー係属中の特許クレームについて、再発行・再審査手続を利用して訂正を行う際の運用を明確化するための通知を発行」

<https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190513-1.pdf> (2021/2/24 アクセス)

として保護される。

また、EUIPO は新規性などの要件を審査せずに登録されるため、出願から公報発行までの期間が短い。最大 30 か月の公表の延期が可能であることから、登録によるデザインの公開が事業活動に影響を及ぼす場合等は公表の延期制度の利用等を検討すべきである。

保護期間は出願日から 5 年となっており、その後、5 年毎に最大 4 回を限度として更新が可能とし、出願日から最長 25 年間の保護が可能である。

さらに、早期の登録を望むユーザーのために、わが国の早期審査制度に類似する「Fast-Track」制度が 2008 年 9 月より開始された。これは、一定の条件を満たす意匠登録出願については登録までの期間を大幅に短縮するというものであり、本制度を利用すると、概ね 2 営業日程度で意匠登録される（2019 年、Fast-Track 案件が 3 営業日以内に登録された）¹⁶。また、欧州には域内の最初の公表から 3 年以内の非登録型の意匠権も存在するため、注意が必要である。

なお、英国では、2016 年 6 月 24 日の国民投票の結果、EU 離脱を支持する票数が、残留を支持する票数を上回り、2020 年 1 月 31 日に正式に離脱した。離脱協定第 126 条に基づく移行期間（2020 年 2 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日）中は、英国は欧州登録共同体意匠制度及び非登録共同体意匠制度の構成国の一部のままとなり、登録共同体意匠及び非登録共同体意匠による保護は英国に及ぶ。移行期間の終了時（2021 年 1 月 1 日）に、登録共同体意匠、非登録共同体意匠、及び EU を指定して保護された意匠の国際登録の効果は、英国においては有効ではなくなるが、これらの権利は、直ちにかつ自動的に英国の権利に置き換えられる（離脱協定第 54、56 条）。出願人は、2021 年 1 月 1 日時点で係属中の登録共同体意匠出願を有する場合、2021 年 1 月 1 日の後 9 か月以内に英国意匠を登録するために出願することができ、係属中の登録共同体意匠の先の出願日を維持できる（離脱協定第 59 条）。この場合、通常の英国の料金体系が適用される¹⁷。

4. 中国

(1) 意匠登録のトレンド

中国での意匠登録は 2015 年→2019 年にかけて 474,079 件→556,559 件となっており、日米欧中韓の中で最も多くの意匠件数が出願され、日米欧中韓の合計値の 7 割を占める。

ロカルノ分類別にみるといずれの項目でも多数の意匠登録がみられるが、クラス 17（楽器）などが相対的に高い。

(2) 出願上のポイント

中国における意匠権による保護期間の起点は、出願日とされ、期間も最長 10 年間であ

¹⁶ EUIPO Annual Report 2019

<<https://euipo.europa.eu/tunnel->

[web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/annual_report/annual_report_2019_en.pdf](https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/annual_report/annual_report_2019_en.pdf)> (2021/02/23 アクセス)

¹⁷ 特許庁ウェブサイト「英国の EU 離脱（ブレグジット）による特許・商標・意匠への影響」

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/uk/brexit_202002.html>(2021/02/23 アクセス)

る。この期間は日米欧中韓の中で最も短いため、知的財産管理の点で留意すべき点である。また、新規性喪失の例外の適用が極めて限定的であることから、原則として、製品発表前の意匠登録出願が必要となってくる。

また、出願以外の注意点として、中国居住者による登録が膨大であり、かつ、産業財産権訴訟（特許権、実用新案権、意匠権に係るもの）が非常に多いことを考えると、中国での事業展開には知的財産権リスク、特に権利行使を受ける可能性が挙げられる。

また、中国では出願から公報発行までの期間を1年程度要することもあり、出願にあたっては、公報発行まで時間を要する可能性に留意をすべきである。なお、公表の延期制度はないため、この点からも意匠の公表のタイミングについて注意が必要である。

意匠制度の改正動向をみると、2014年5月からはグラフィカル・ユーザー・インターフェース（GUI）の大部分が保護対象となった。2018年3月には中国において初のGUIの設計に関する無効申立の案件がみられた。

2020年10月に中国全国人民代表大会常務委員会において、中国専利法の改正案が採決され成立した。これにより、2021年6月より保護期間の延長（現行の10年から15年）、部分意匠制度の導入、意匠出願の国内優先権主張制度の導入など、意匠権に大きくかわる項目も改正された。

なお、2018年9月1日には State Intellectual Property Office（SIPO）より China National Intellectual Property Administration（CNIPA）に名称が変更された。

5. 韓国

(1) 意匠登録のトレンド

KIPO での意匠登録は 2015 年→2019 年にかけて 50,753 件→54,224 件となっており、5 年間で増加傾向にある。

ロカルノ分類別にみると、クラス 05（紡績用繊維、人工及び天然のシート材料）、クラス 19（文房具等）、クラス 25（建築用ユニット及び建築部材）において登録件数が多い。

(2) 出願上のポイント

韓国は日本や米国と同様に新規性などの要件を審査する制度を有しているが、一部の分野については新規性などの要件を審査せずに登録される。ただし、デザイン保護法施行規則を改正し、2014年7月1日より18分類から3分類まで限定された。

韓国では、2014年7月1日に、ハーグ協定ジュネーブ改正協定が発効し、意匠の国際出願が可能となった。

2017年1月1日から改訂されたデザイン審査基準の主な内容としては、創作非容易性要件の判断における運用の変更による創作性の認められる範囲の実質的拡大、一物品となる対象の緩和などによるデザイン保護対象の拡大などが行われた¹⁸。

2018年1月1日より施行されたデザイン審査基準では、部分デザインについて、一体

¹⁸ JETRO ソウル事務所韓国知的財産ニュース 2016 年 12 月後期
<https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/ipnews/archive/ipn1612-333.pdf> (2019/1/29 アクセス)

性認定の範囲拡大や、不登録要件の審査対象の明確化、同一・類似の判断基準の等が規定された¹⁹。

2019年1月1日施行のデザイン審査基準では、写真と線の複合使用を認める等部分デザインの表現方式の一部要件緩和や、フォントの出願を認め、フォントや食品といった特殊なデザインに係る審査基準を新設した²⁰。

6. 台湾

(1) 意匠登録のトレンド

台湾での意匠登録は2015年→2019年にかけて7,077件→6,660件となっており、減少傾向になっている。登録件数の約半数が台湾以外からの登録となっている。

(2) 出願上のポイント

台湾では、専利法の一部に、意匠（設計専利）保護に関する規定が置かれている。台湾の意匠制度では、出願された意匠は、新規性や創作非容易性等の要件の審査を経て、登録される。保護期間は、出願日から最長で15年である。

保護対象となる意匠は、「物品の全部又は一部の形状、模様、色彩またはこれらの結合であって、視覚に訴える創作」（専利法第121条を参照。）である。2013年の改正専利法施行により、保護対象が拡大された。コンピュータアイコン、グラフィカル・ユーザー・インターフェースも保護対象である。独創的で特徴のある物品の部分に係る意匠も保護されることから、例えば、ブランドを表すような特徴的な物品の部分の形態も保護され得る。また、関連意匠制度により自己の出願・登録意匠と類似する意匠を関連意匠として出願・登録できるようになり、一つのデザインコンセプトから創作されたバリエーションの意匠について、すべて同等の創作的価値を有するものとして、それぞれ独自の意匠権を得ることができるようになった。

2016年4月1日より、改訂審査基準の運用が開始され、色彩について権利を主張しない場合には、線図、グレースケールのCG図、白黒の写真等、色彩が付されていない図面等で開示することとされたほか、部分意匠について出願する場合の、意匠登録を受けようとする部分と、そうでない部分を区別するための図面の記載方法が追加された。また、適法な補正の方法に関する記述が追加されている。

また、2017年5月1日より専利法改正により新規性喪失の例外に関する事項が一部変更となり、例外が認められる態様が、刊行物発表等の限定列挙から「出願人の行為に起因する公開又は出願人の意に反する公開」にまで拡大された。なお、例外が認められる期間（グレースピリオド）については、特許及び実用新案のみの改正（6か月から12か月）に

¹⁹ 天野特許事務所「商標審査基準、デザイン審査基準、商標デザイン審査事務取扱規定等を改正」
<<http://www.apip.jp/%E5%95%86%E6%A8%99%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E5%9F%BA%E6%BA%96%E3%80%81%E3%83%87%E3%82%B6%E3%82%A4%E3%83%B3%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E5%9F%BA%E6%BA%96%E3%80%81%E5%95%86%E6%A8%99/>>（2019/2/20 アクセス）

²⁰ JETRO「特許庁、デザイン制度を便利かつ詳細に」
<<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/190121.html>>（2019/1/29 アクセス）

とどまり、意匠はこれまでどおり 6 か月となる。

2018 年 7 月 1 日より、意匠の実体審査延期制度が開始され、出願日（優先日）から 1 年以内を延期期間として申請することができるようになった。これによって、既存の広告延期制度（最大 6 ヶ月延期可）と併用し、意匠の公開をさらに遅らせることも可能となる。

また、専利法改正により、2019 年 11 月 1 日より保護期間が出願日から 15 年に延長された。現在意匠権を有しており、施行日までに保護期間が終了していない意匠権については、改正法に基づいて自動的に延長されることとなる。加えて、2020 年 11 月 1 日より、改正意匠審査基準が施行された。この改正により、図面の省略要件、意匠の分割要件の緩和に加え、建築物の外観や内装デザインを保護対象に追加する記載の追加、画像意匠の保護拡充、といった変更が加えられた。